

京田辺市

DX

推進計画



令和5年3月

京田辺市

目 次

第1章 計画書の作成にあたって	1
1. 計画の趣旨・背景	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
第2章 京田辺市を取り巻く動向	3
1. 社会の動向	3
2. 国の動向	4
3. 京都府の動向	5
第3章 DX 推進の現状と課題・ニーズ	7
1. 調査結果をもとにした課題とニーズ	7
(1) 市民アンケートの結果	7
(2) 庁内の業務分析の結果	11
2. 自治体 DX 推進計画の重点取組事項の現状と課題	13
(1) 行政手続きのオンライン化	13
(2) マイナンバーカードの普及促進	13
(3) セキュリティ対策の徹底	14
(4) 情報システムの標準化・共通化	15
(5) AI・RPA の利用促進	15
(6) テレワークの推進	16
(7) デジタルデバイド対策	16
(8) BPR の取組みの徹底	17
(9) オープンデータの推進・官民データ活用の推進	18
(10) 地域社会のデジタル化	18
(11) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	19

第4章 施策の体系・内容	20
1. 基本方針	20
2. 本市 DX 推進計画施策	20
(1) 行政手続きのオンライン化	20
(2) マイナンバーカードの普及促進	21
(3) セキュリティ対策の徹底	21
(4) 情報システムの標準化・共通化	22
(5) AI・RPA の利用促進	22
(6) テレワークの推進、多様な働き方改革の推進	23
(7) デジタルレデバイン対策	23
(8) BPR の取組みの徹底、業務の可視化	24
(9) オープンデータの推進	24
(10) 地域社会のデジタル化	25
(11) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し	25
(12) 満足度の高い広報・PR の実現	26
(13) EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進	26
第5章 計画の推進	27
1. 推進体制	27
2. 職員のデジタルリテラシーの向上／人材育成	27
別 紙	29
1. 市民アンケートの結果	29
(1) アンケートの概要	29
(2) アンケートの集計結果	30
2. 用語集 (* 印を付した用語の説明)	41

第1章 計画書の作成にあたって

第1章

1. 計画の趣旨・背景

令和2年（2020）12月、国において「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化*～」が示されました。

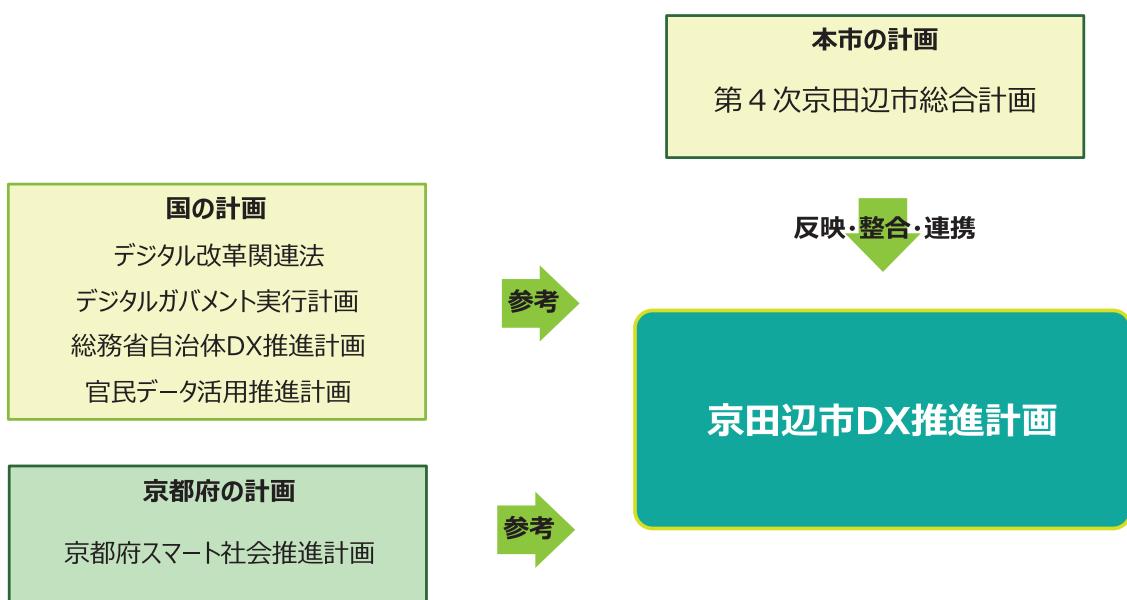
また、令和4年（2022）6月、「デジタル社会の実現に向けた重点計画*」が閣議決定され、ここでもこのビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。

本市においても、デジタル技術やデータを活用して、市民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI*等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められるとともに、市民とその意義を共有し、計画を推進していくことが重要と認識しています。

このような状況を踏まえ、本市で重点的に取り組むべき事項・内容を具体化、推進するため、「京田辺市デジタル・トランスフォーメーション（DX*）推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置付け

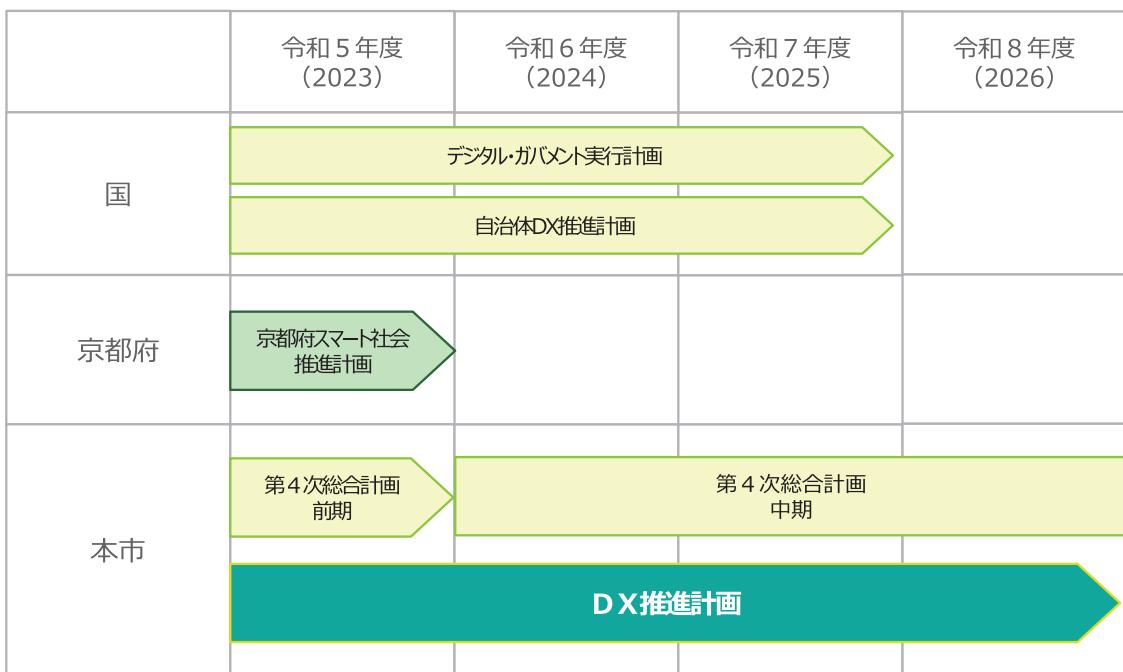
本計画は、国の関連法や計画（デジタル改革関連法*、デジタル・ガバメント実行計画*、自治体DX推進計画、官民データ活用推進計画）、京都府の関連計画（京都府スマート社会推進計画）等との整合を図りつつ、上位計画である「第4次京田辺市総合計画」で掲げる「緑豊かで健康な文化田園都市」の実現を「デジタル技術の活用」により推進するための計画として、本市のデジタル・トランスフォーメーション（DX）に関する政策の基本方針、重点施策についてとりまとめたものです。



3. 計画の期間

多岐に渡る施策を実行するには時間を要しますが、社会情勢の変化が著しい分野であるため、令和5年度（2023）から令和8年度（2026）までの4年間とします。

ただし、社会情勢の変化や、国が策定する関連計画ならびに本市の総合計画等の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。



1. 社会の動向

近年の急速なデジタル技術の進展・普及により、さまざまなサービスがデジタルを活用したもののとなり、私たちの生活や仕事の中に深く浸透し、なくてはならないものとなっています。

スマートフォンやタブレットなどの情報端末や、Twitter や Instagram 等の SNS* が急速に普及したことにより、誰もが簡単に情報を受発信できるようになっているほか、5G* 等の高速・大容量・低遅延・多数同時接続可能な通信環境の整備や、IoT*、ビッグデータ*、AI・RPA* 等の導入によるデータ利活用能力の向上により、さまざまな便利なサービスが登場し、国民生活のさまざまな場面で、デジタル技術を活用することが当たり前の社会になりつつあります。

このような中、狩猟社会 (Society1.0) → 農耕社会 (Society2.0) → 工業社会 (Society3.0) → 情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会の姿として、サイバー (仮想) 空間とフィジカル (現実) 空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0*」も提唱されています。

これらの新たな技術・サービスは、持続可能な開発目標 (SDGs*) 向けた世界的な取組みが進展する中、環境負荷の削減による持続可能な社会の形成にも有効であると期待されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会経済活動の制限によって、それまでの生活や暮らし、社会や経済、価値観などが大きく変容したこと、デジタル技術の役割や期待が急速に高まってきました。そのような中で、デジタル化の遅れや非効率な行政対応などといった、日本社会のさまざまな課題が浮き彫りになり、社会や自治体の変革が求められています。



2. 国の動向

国においては、令和2年（2020）12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が閣議決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化～」が示されました。その中で、社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、制度や政策、組織の在り方等を新たなデジタル技術に合わせて変革していく社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が「新たな日常」の原動力となることで、日本が抱えてきた多くの課題解決や今後の経済成長につながるとされています。

また、同時に、「デジタル・ガバメント実行計画」が改定され、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が策定されました。

その後、自治体DXに関連するさまざまな動きがあり、令和3年（2021）5月にはデジタル改革関連法が成立し、同年9月にはデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するデジタル庁*の設置をはじめ、押印の見直しなど、国民目線で行政サービス向上に資する取組みをできるものから積極的に実践していくとされました。

令和4年（2022）6月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」や「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、国としての方針が示されました。

「デジタル田園都市国家構想」においては、さまざまな社会課題に直面する地方にこそ、新たなデジタル技術を活用するニーズがあり、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方が抱える人口減少・少子高齢化・産業空洞化などの社会課題の解決や魅力向上を実現し、地方活性化を加速することをその意義とされています。

これらを踏まえ、令和4年（2022）9月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が第2.0版に改定され、行政のデジタル化の集中改革を強力に推進するため、地方公共団体の情報システムの統一・標準化、マイナンバーカード*の普及促進、行政手続きのオンライン化など、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容等が以下のとおり示されました。

【自治体DX推進計画が示す取組事項】

【重点取組事項】

- (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続きのオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPAの利用促進
- (5) テレワーク*の推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体 DX の取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組】

- (1) デジタル田園都市国家構想の実現に向けたデジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
- (2) デジタルデバイド* 対策
- (3) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

【その他】

- (1) BPR* の取組の徹底
- (2) オープンデータ* の推進・官民データ活用の推進

3. 京都府の動向

京都府では、京都府総合計画及び行財政改革プランにおいて指示された方向性を踏まえ、令和2年（2020）3月に「京都府スマート社会推進計画」が策定されました。

この計画において、京都府が目指すスマート社会を「府域全ての地域において府民一人ひとりの夢・希望や、産業・地域活動の持続可能な成長・維持が、デジタル技術を活用することで実現される社会」とされています。

スマート社会において京都府行政が目指す姿

人口減少社会・スマート社会を見据えた京都府行政の確立

「府民目線に立った京都府行政のデジタル・トランスフォーメーション」

全ての府民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう政策を展開

- ・政策にデジタル技術を積極的に活用し、より効果的に推進
- ・行政サービス・事務をデジタル社会にふさわしいサービスにデザイン

政策展開にあたっての必要な視点

住民福祉の向上

社会全体の最適化

AI・IoT等の活用

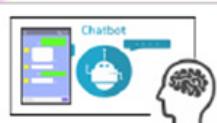
多様な主体との連携



利用者に寄り添ったインターフェースによって、府民誰もが容易に行政サービスが受けられるようになります。



標準化と簡素化による効率的な手続、事務を実施できる行政体制に変革します。



EBPMを推進するとともに、最新の情報技術の活用によって生産性・付加価値の高い政策を実施します。



多様な主体と連携して最新の情報技術を活用することを通じて、社会全体の最適化を実現します。

【出典】京都府：京都府スマート社会推進計画（令和2年3月）

また京都府独自の取組みとして「AI・IoT 等の最新のデジタル技術の活用」が盛り込まれており、取組みを推進・支援するための基盤の構築を行い、付加価値の高い政策を実施する方針が示されています。

【AI・IoT 等の最新のデジタル技術の活用】

＜取組を推進・支援するための基盤の構築＞

「産業振興・ベンチャー育成 環境の整備・推進」

京都ビッグデータ活用プラットフォームによる産学公民連携の取組や各種商工施策を活用したさまざまな分野での課題解決プロジェクト組成と事業化を推進

「人材の育成」

AI・IoT 時代を見据え、さまざまな分野で活躍する人材を育成

「行政のスマート化」

府民誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、行政手続きを選択式で容易化するなど、行政をデジタル化の時代に最適化し、AI・ロボティクスを活用

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

別紙

1. 調査結果をもとにした課題とニーズ

本市 DX 推進計画の策定にあたり、市民アンケートと庁内の業務分析を行い、現状の課題やニーズの調査を行いました。

(1) 市民アンケートの結果

【市民アンケートの概要】

本市 DX 推進計画の策定にあたり、より便利で優しい行政サービスを実現するため、市民のデジタル機器、各種手続きの利用状況や市のデジタル化に関する意見から、市民から見た現状に関する情報やニーズを得ることを目的として、市民アンケートを実施しました。

- 調査対象 市民（通勤・通学含む。）
- 調査期間 令和4年（2022）10月5日から18日まで
- 調査方法 広報紙・市ホームページ・公式LINEでお知らせし、オンラインの専用フォームで回答
- 回答人数 213人

市民アンケートの回答結果は、別紙（P.29）にまとめました。

【分析結果とニーズ】

本市では、情報発信の一環として、SNS（LINE、Twitter、Facebook）の活用に取り組んでいます。アンケート結果では、本市の「イベント、広報、案内」に関する情報をどこから得ているかという質問に対して、市の SNS や広報紙（ホームページ等で公開されている PDF）、市のホームページなどの電子媒体から情報を入手していると回答されている方が多い傾向があります。

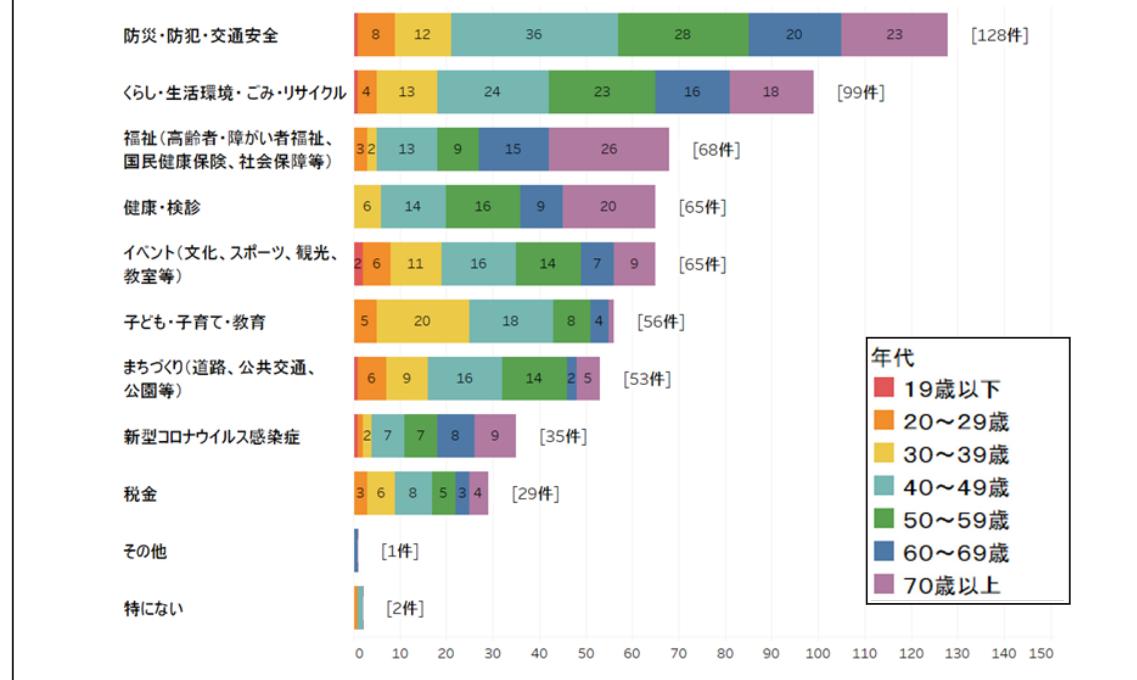
この取組みに関して市民から見た現状についての質問では、本市が発信する情報のうち市民が重要と思うものとして、「防災・防犯・交通安全」と回答された方が最も多く、次に「くらし・生活環境・ごみ・リサイクル」が多く、「福祉（社会保障）」、「健康・検診」、「イベント」と続いています。また、本市の SNS に関する満足度について、6割を超える方が「満足」、「おおむね満足」と回答されています。一方で、1割の方が「やや不満」、「不満」と回答されており、その中の約半数の方が SNS の発信回数が「少ない」、「やや少ない」と回答されています。

次に、市役所での手続きや相談・問合せに関する質問では、市役所の窓口で行っている手続き等に関する要望として、「市役所に行かなくてもスマートフォン等でのオンライン申請ができるようにしてほしい」が最も多く回答されています。また、実施してほしいオンラインサービスに関しては、「市役所での各種手続き」が突出して多く、次に「チャットボット*による24時間の問合せ対応」、「スポーツ施設の利用手続き」と続いています。

【 Q 8. 市が発信する情報のうち、あなたが重要だと思うものを選択してください。】

※表題の質問について、縦軸（左）の選択肢の中から、回答者が重要と思う情報を最大3つまで

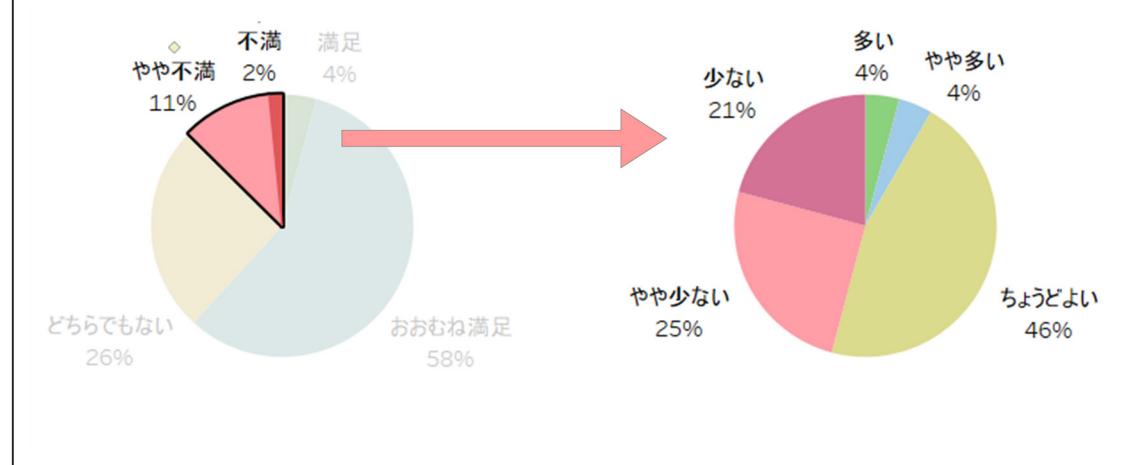
選択した集計結果を年代別に色分けしたグラフを以下に示す。横軸（下）は件数である



(左の円グラフ) 【 Q 9-3. 市のSNSの情報発信に満足していますか。】

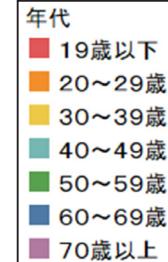
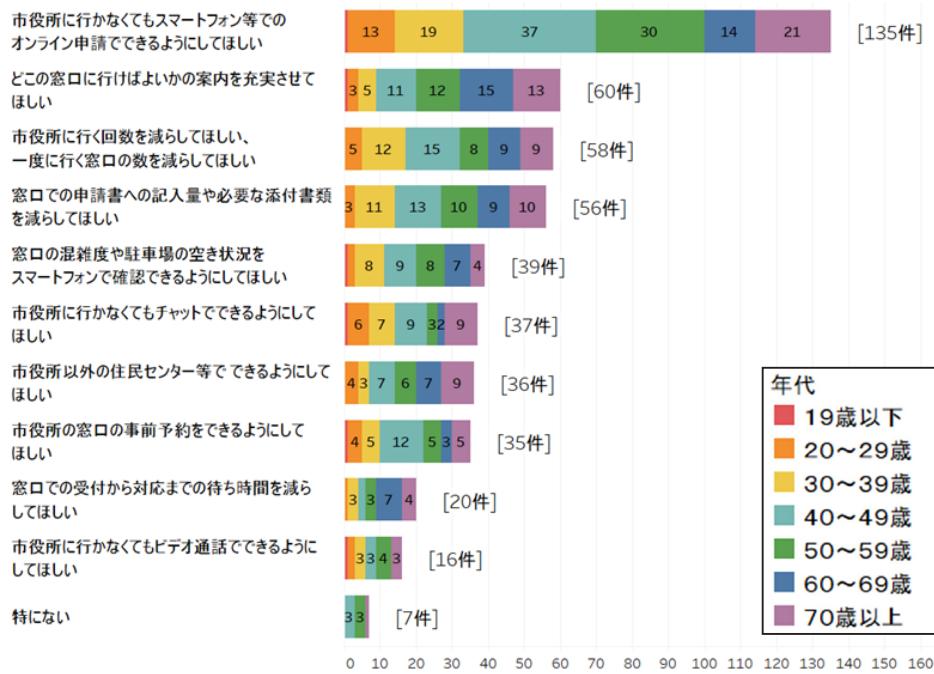
(右の円グラフ) Q 9-3. の質問にて、「やや不満」「不満」を選択された方の中で、

【 Q 9-1. 市のSNSの発信回数は適切ですか。】に回答された割合



【 Q 12. 市役所の窓口で行っている手続きや相談等についてどのような取組みを行ってほしいですか。】

※表題の質問について、縦軸（左）の選択肢の中から、回答者が取り組んでほしいものを最大3つまで選択した集計結果を年代別に色分けしたグラフを以下に示す。横軸（下）は件数である



自治体サービスのデジタル化が進むことに対する不安としては、「個人情報の漏えいやプライバシーの侵害」と回答された方が最も多く、次に「膨大な情報の中から必要で正しい情報を見分けられるか」と回答された方が多くなっています。これに対して、「デジタル化に不安や苦手意識がある方に対して望ましい思う市の対応」に関する質問では、「窓口や電話での直接のサポートが必要な方には従来通りの対応を続ける」が最も多く、次に「スマートフォン等に表示される画面を使いややすく、分かりやすく改善する」が多く回答されています。

また、回答者の年代や職業、住んでいる地域による回答の偏りが顕著なものはありませんでしたが、以下のように、一部年代で特徴のある傾向が見られました。

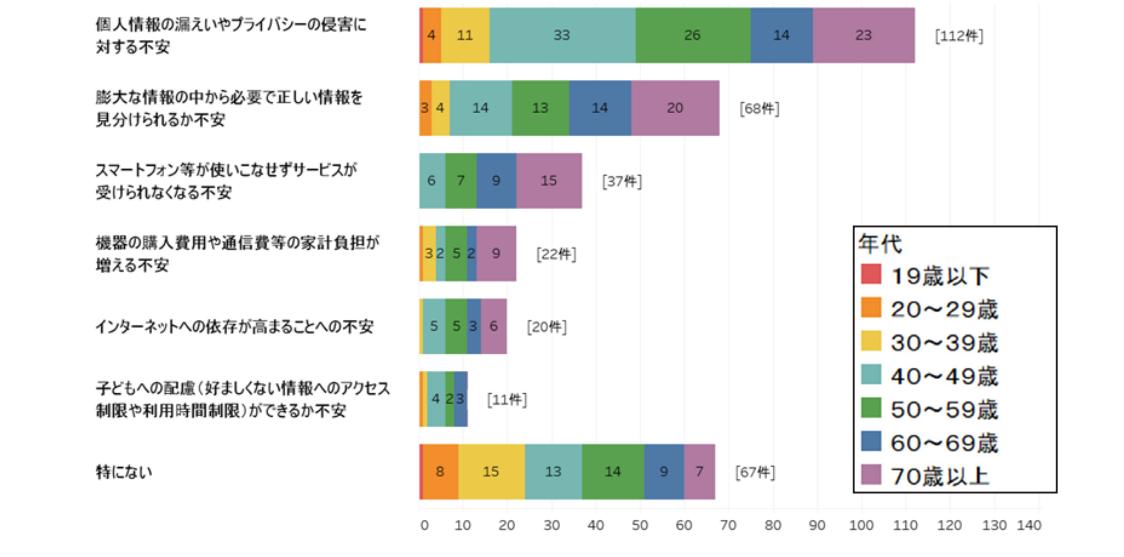
- 30～39歳では、本市が発信する情報のうち重要なものとして、「子ども・子育て・教育」の回答が多く、オンラインサービスの実施希望として、「子どもの予防接種や健診のプッシュ通知」の回答が多い。
- 20～39歳では、自治体サービスのデジタル化が進むことに対する不安は、「特にない」の回答が多い。

これらの結果から見えてくる本市における課題は、以下であると考えています。

- 市役所の窓口での手続きについて、市役所に行かなくてもオンラインでの申請ができるようになります必要があります。
- 個人情報保護などのセキュリティ対策と、デジタル化への不安解消に向けた取組みが必要です。

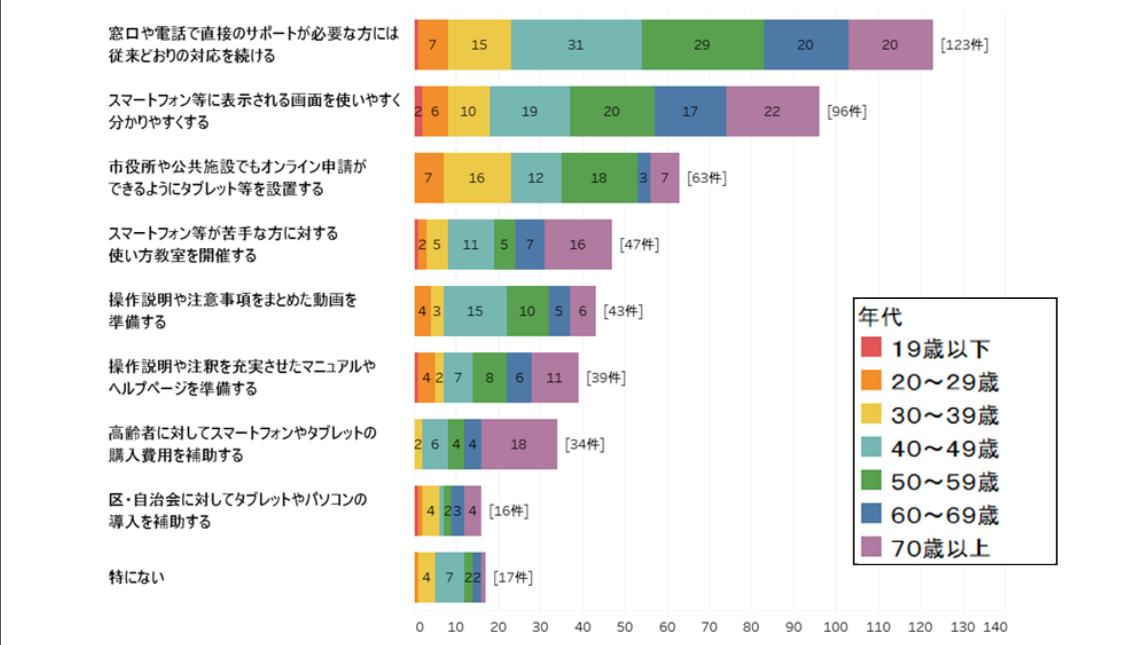
【 Q 15. 自治体サービスのデジタル化が進むことに対する不安はありますか。】

※表題の質問について、縦軸（左）の選択肢の中から、回答者が不安に思うことを最大3つまで選択した集計結果を年代別に色分けしたグラフを以下に示す。横軸（下）は件数である



【 Q 16. デジタル化に不安や苦手意識がある方に対して、望ましいと思う市の対応を選択してください。】

※表題の質問について、縦軸（左）の選択肢の中から、回答者が取り組んでほしい対策を最大3つまで選択した集計結果を年代別に色分けしたグラフを以下に示す。横軸（下）は件数である



(2) 庁内の業務分析の結果

第1章

【庁内の業務分析の概要】

本市の業務担当課に対して、業務ごとの作業人数、作業時間、業務用システム有無などの現状調査を令和4年度（2022年度）に行いました。

調査対象となった業務は3,881件、その中から多くの作業時間を要し、担当職員の負荷が大きい業務を洗い出し、優先順位を付けて改善策の検討を継続して実施します。

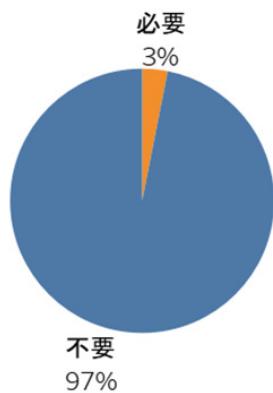
【分析結果】

第2章

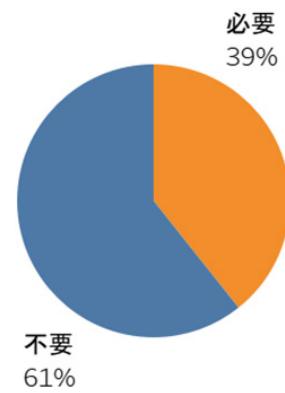
本市では行政運営の効率化等に立ち返って業務改革（BPR）として、行政手続きにおける押印の見直し、行政事務のペーパーレス化などに取り組んでいます。

押印の見直しに関して、住民の手続きでは制度の見直しやシステム化の推進などにより、押印が必要な手続きは減少しています。一方で、職員が庁内で行う業務で押印が必要な事務は、39%残っています。

住民の押印が必要な手続き



職員の押印が必要な事務

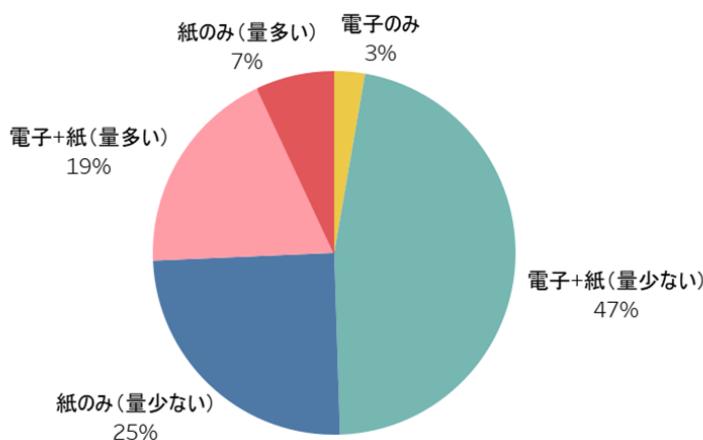


第3章

次に、ペーパーレス化に関しては、処理媒体として紙の量が多い業務が26%、紙のみで事務を行っている業務は32%存在しています。

第4章

処理媒体【紙媒体の使用量・電子化】



<判断基準>

- 電子：
紙の帳票を電子化
紙(量少ない)：
毎月300枚未満を使用
紙(量多い)：
毎月300枚以上を使用

第5章

別紙

また、各業務の作業時間を下図のように整理し、職員の負荷が大きい業務の洗い出しを行いました。1人あたりの作業時間が極端に多い業務（下図A・C）は、業務量過多となっている可能性が高く、1件あたりの作業時間が極端に多い業務（A・B）は、事務が複雑で時間を要する手順を含んでいる可能性が高いことが考えられます。特に1人あたりかつ1件あたりの作業時間が極端に多い業務（A）は、最優先に改善が必要です。次に、BまたはCの改善が必要です。また、A・B・Cについて分析したところ、業務の中で紙を多く使用しているもの、職員の押印が必要なものの割合が高いことがわかりました。

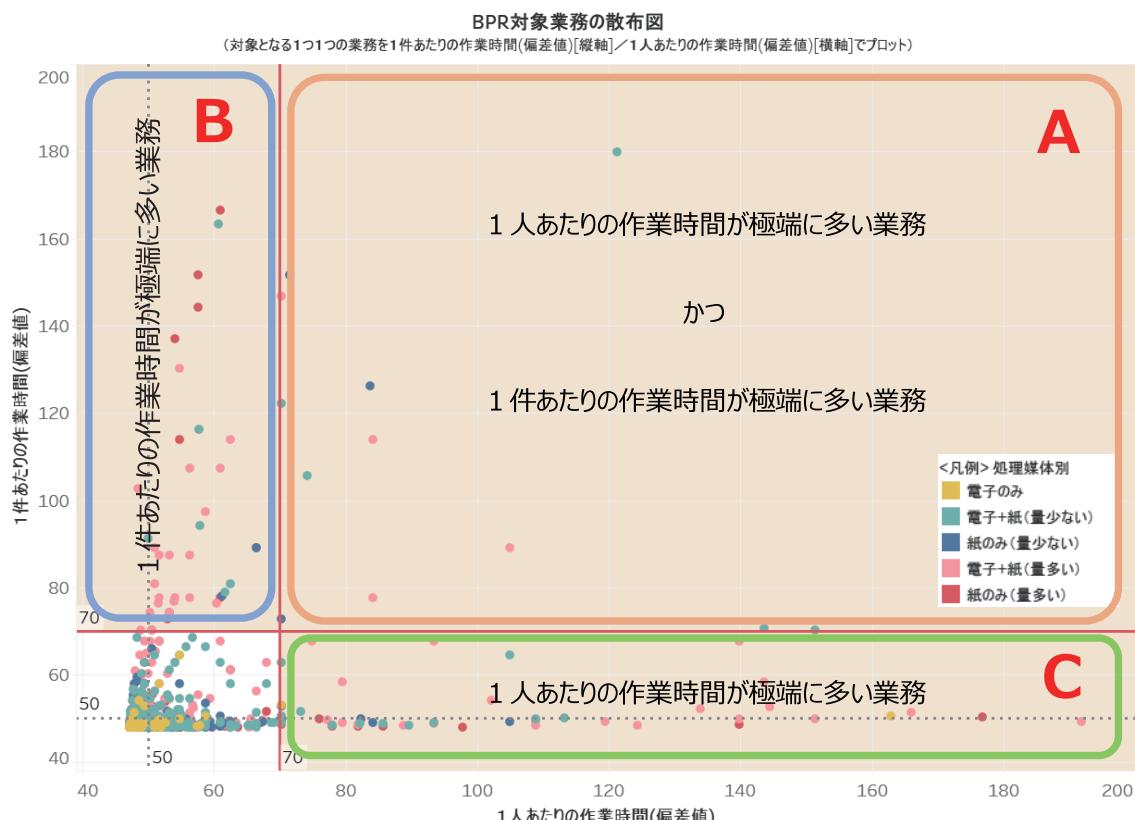
第1章

第2章

第3章

第4章

第5章



※同様の調査で一般的に異常値とみなすことが多い偏差値70以上を作業時間が極端に多い業務の基準としています。

これらの結果から見えてくる本市における課題は、以下であると捉えています。

- 作業時間が長い業務について、業務フロー*の見直し、改善策の検討・対策が必要です。
- 職員の押印が必要な業務について、制度・運用の見直しが必要です。
- 更なるペーパーレス化の促進が必要です。

別紙

2. 自治体 DX 推進計画の重点取組事項の現状と課題

本市における、今後の DX 推進に向けた取組方針、施策を検討するにあたり、自治体 DX 推進計画が示す取組事項の現状と課題をまとめました。

(1) 行政手続きのオンライン化

【現状】

本市では、効率的・効果的な行政の推進と住民福祉向上のため、「第4次京田辺市総合計画」をもとに、以下の取組みを行っています。

- スマートフォン決済アプリ*を活用した税及び水道料金の納付
- 各種検（健）診のオンライン申し込み
- イベント、教室のオンライン申請
- 公共施設の空き状況照会
- 電子申請、電子入札の導入

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、マイナポータル*を通じたオンライン手続きが可能となるよう、令和4年度（2022年度）にシステム改修を実施しました。

【課題】

上記以外の各種行政手続きについても、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の「オンライン化を実施する行政手続きの一覧等」の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を踏まえ、積極的なオンライン化の推進が必要です。

(2) マイナンバーカードの普及促進

【現状】

本市では、マイナンバーカードの普及及び活用に関する取組みとして、行政サービスにおけるマイナンバーカードの利用を促進するための施策を策定し、行政の事務負担の軽減及び市民の利便性向上に取り組んでいます。

また、マイナンバーカードの迅速な交付事務ができるよう予約システムを導入し、取得を促進しています。

本市では、マイナンバーカードの普及促進を図るため、以下の取組みを行っています。

- マイナンバーカードの普及に向けた広報活動
- コンビニエンスストアでの各種証明書の発行
(住民票、戸籍証明書、印鑑登録証明書、所得・課税（非課税）証明書など)
- 国民健康保険等における健康保険証としての利用

【課題】

第1章

国は、令和4年度（2022）末までに マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指しています。

本市のマイナンバーカードの交付率は令和5年（2023）2月末時点で 64.1%（全国平均 63.5% 京都府 61.8%）であり、全国平均や京都府平均より若干上回っていますが、更なる普及促進が必要です。

第2章

（3）セキュリティ対策の徹底

【現状】

本市では、総務省の指針により三層の対策*（三層分離）を実施しており、以下の業務を行うネットワーク領域を分離・分割することで、セキュリティ性を高めています。

- 個人番号及び個人情報を利用する業務（個人番号利用事務系ネットワーク）
- 自治体の内部事務を行う業務（LGWAN* 接続系ネットワーク）
- インターネットの接続を必要とする業務やサービス（インターネット接続系ネットワーク）

第3章

三層の対策に加えて、特に脅威にさらされるリスクの高いインターネット接続環境においては、以下の高いセキュリティレベルを有する京都府が運用するセキュリティクラウドを利用することで、外部からの脅威に備えています。

- 安全、安心なサイトのみへの接続制限
- 外部からのメールの無害化
- 特定のファイル以外の受取制限

第4章

また、国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシー*に関するガイドライン」を踏まえ、「京田辺市情報セキュリティ*に関する規程」（以下、「セキュリティポリシー」という。）を定め、以下のセキュリティ対策の徹底に努めています。

- 定期的な職員のセキュリティ訓練・研修の実施
- 定期的なセキュリティ対策の内部監査の実施
- ユーザー ID・パスワードと生体情報を利用した二要素認証
- CD・DVD や USB メモリなどの電磁的記録媒体の利用制限

第5章

【課題】

総務省とデジタル庁が示す「地方公共団体のガバメントクラウド*活用に関するセキュリティ対策の方針」を踏まえ、ガバメントクラウドの活用に向けて、徹底した情報セキュリティ対策の取組みが必要です。

また、DX推進に向け、利便性のさらなる高度化を実現しながら、情報セキュリティ対策の維持・強化を図ることが必要です。

別紙

(4) 情報システムの標準化・共通化

【現状】

本市では、ICT* の活用による効率的・効果的な行政を推進するため、情報システム改革・基幹系業務システムの自治体クラウド*導入・業務改革（BPR）を推進してきました。

また、令和3年（2021）5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し、自治体の基幹系業務システムに対し、標準化基準を定めるとともに、この基準に適合する基幹系業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務とされ、標準準拠システムのガバメントクラウドの利用が努力義務とされました。

基幹系情報システム20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）の標準化・共通化の目標時期が令和7年度（2025）とされており、本市においても現行システムの調査やスケジュール策定を進めています。

【課題】

情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化等による手続きの簡素化・迅速化・行政の効率化等の成果を得るために、単なるシステム更改にとどまらず、標準準拠システムの導入とオンライン手続きを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化などに取り組むことが必要となります。

そのため、企画、情報化推進等の管理部門と住民記録・税・福祉などの基幹系業務の実施部門とが連携・協力し、庁内各部署が横断的に連携し各種取組みを推進していく体制の構築が必要です。

(5) AI・RPA の利用促進

【現状】

本市では、AIを利用した以下の取組みを行っています。

- 保育所AI入所マッチングシステムの導入

子育て支援環境の充実を図るため、システムを導入し、保育所入所業務の正確性・効率性の向上、入所申請者への結果通知の早期化、事務経費削減を実現しました。

【課題】

第1章

AI・RPAの利用に関する検討や導入が一部の業務に留まっており、導入対象の業務を拡大し、更なる事務の効率化の推進が必要です。定型的な業務の効率化については、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化など、根本的な対応策を検討し、その上でRPAの利用による自動化の検討を行うことが重要です。

国が作成した「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」及び「自治体におけるRPA導入ガイドブック」を参考に、AIやRPAの導入・活用を進める必要があると認識しています。

第2章

(6) テレワークの推進

【現状】

本市では、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度（2020）からテレワークを試行しています。

テレワークは、ICTを活用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、職員一人ひとりのライフステージに合った多様な働き方を実現できる「働き方改革」の切り札でもあります。また、ICTの活用により業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が期待されるとともに、重大な感染症や災害発生時には、行政機能を維持するための有効な手段になります。

【課題】

在宅勤務だけでなく、サテライトオフィス*勤務やモバイルワーク*も含め、テレワーク導入・活用の積極的な取組みが必要です。また、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化による業務見直し等の進捗に合わせ、テレワーク対象業務を拡大する取組みが必要です。

第4章

(7) デジタルデバイド対策

【現状】

誰もがデジタル化の恩恵を受けることができるよう、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現を目指し、高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境作りが求められています。また、市民アンケートの結果においても、デジタル化に不安や苦手意識のある方に対してのサポートが望まれています。

本市では、高齢者のデジタル格差の解消を図るため、以下の取組みを行っています。

- 高齢者向けスマホ講習会

別紙

【課題】

オンラインによる行政手続き等におけるスマートフォンの利用方法について、高齢者等が身近な場所で学習や相談を行えるよう、地域や大学など幅広い関係者と連携し、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援の実施が必要です。

第1章

(8) BPR の取組みの徹底

【現状】

デジタル化の推進に際しては、行政手続きのオンライン化等そのものが目的とならないように、行政サービスを利用する市民等の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要があります。

第2章

本市では、以下のBPRの取組みを行っています。

- 行政手続きにおける押印の見直し
- 議会のタブレット端末利用によるペーパーレス化
- 業務量の現状調査の実施 など

第3章

【課題】

行政サービスを利用する市民等に直接関わる業務だけでなく、行政の内部業務も含めた処理手順の再設計を行い、各業務において、市民等の利用者がサービスを受ける際の最適な手法の検討が必要です。

その際、デジタル庁の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年(2021)12月)に定めるサービス設計12箇条*に基づき、利用者のニーズ・利用状況・現場の業務を詳細に把握・分析した上で、るべき処理手順の制度・体制・手法を一から検討することが必要です。

第4章

第5章

別紙

(9) オープンデータの推進・官民データ活用の推進

第1章

【現状】

「官民データ活用推進基本法」では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされています。

本市では、同法の趣旨、国が策定した「オープンデータ基本指針」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を踏まえ、「京田辺市官民データ活用推進計画」（令和2年（2020）7月）を策定し、市が保有するデータのオープンデータ化を推進してきました。

第2章

本市では、現在、京都府と京都府内の全市町村とともに BODIK ODCS にオープンデータを公開しています。

カタログサイト URL : <https://odcs.bodik.jp/262111/>

【課題】

庁内データのオープンデータ化、データ公開の促進だけでなく、データの標準化や匿名化加工により二次利用可能な状態で公開するなど、利便性の高いデータを整備していくことが必要です。

第3章

(10) 地域社会のデジタル化

第4章

【現状】

「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、「地方においては、地方公共団体を中心とした地域それが十分議論した上で、自らの地域が目指すべき理想像を描き、そこに向けた地方活性化の取組みを進めていくこと」が求められています。

また、その取組みの前提として、「構想の実現に向けては、都市と地方双方の生活の質の向上を図り、生活者・ユーザーの目線を大切に、多様な住民の暮らしを巻き込みながら、その暮らし本当に向上しているのかどうか、Well-being* の視点を大切にした取組みを進めていくことが重要」であるとされ、本市においても、デジタル技術を活用してどのように市民サービスを提供するのか、どのようにまちづくりを進めていくのかをデザインする視点が求められています。

第5章

本市では、以下のデジタル技術を活用したサービスの提供を進めています。

- 子育て現場の DX 化
- 登降園管理システム、出欠管理システムの導入
- 保護者とのやりとりのデジタル化

子育て現場の DX 化、サービス提供により保護者の利便性向上とともに、子育て現場の事務効率化を図り、教育・保育の質を向上させています。

別紙

【課題】

子育て現場のDX化では、国のデジタル田園都市国家構想に位置づけられており、子どもたちにより良い保育を提供するために、全ての子育て現場へのデジタル化の推進が必要です。

また、交通・農業・医療・教育・防災などの分野でもデジタル技術を活用してどのような市民サービスを提供するのか、どのようにまちづくりを進めていくのかをデザインする視点及び市民サービスの提供が求められています。

(11) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し**【現状】**

国において、デジタル改革・規制改革・行政改革といった構造改革に係る横断的課題の一体的検討や実行を強力に推進するため、令和3年（2021）11月に内閣総理大臣を会長とする「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」という。）が創設されました。

調査会では、代表的なアナログ規制として、目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制の7項目の規制を取り上げ、現場のデジタル化を阻害する規制・制度の見直しを進めることで、デジタル技術の活用による現場の入手不足の解消や生産性の向上、新たな産業の創出による経済成長への寄与、日本社会のデジタル・トランスフォーメーションの進展が期待されています。

また、調査会では、各地方公共団体が国におけるデジタル化の取組みと協調し、自主的な取組みを推進していくよう、マニュアル等の公表などにより各地方公共団体の取組みを支援することとされています。

本市では、行政手続きにおいてオンライン申請を可能とするデジタル手続条例・規則を令和5年（2023）3月に制定しました。

【課題】

今後、調査会が公表するマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しが必要になると認識しています。

1. 基本方針

本市を取り巻く動向及び本市のDX推進の課題・ニーズを踏まえ、本市におけるDX推進の基本の方針を次のとおり掲げます。

暮らしを便利に、業務をスマートに

2. 本市DX推進計画施策

本市における、今後のDX推進に向けた施策及び取組みをまとめました。

(1) 行政手続きのオンライン化

市民が行政サービスを受ける際には、窓口来訪、郵送手続き、複数窓口での手続き等、市民にとって手間となっている場面が多く存在します。また、近年のコロナ禍にあり、いつでも、どこででも簡単に行政サービスを受けられる環境の整備が急務となっています。

そのため、市民一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供できるよう、各種行政手続きのオンライン化を推進します。

【主な取組み】

- 行政手続きのオンライン化、電子申請化
- いつでも、どこででも市民の手のひら（スマートフォン等）で行政サービスが受けられる環境づくり
- 公共施設のオンライン予約など

(2) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードは、今後のデジタル社会の基盤となるもので、市民のマイナンバーカードの取得の促進や利便性の向上に取り組みます。

既に実施しているコンビニ等における各種証明書の交付の利用促進を進めるとともに、健康保険証としての利用、円滑な給付の実現など、マイナンバーカードの利活用促進についても、検討・実施を進めていきます。

【主な取組み】

- マイナンバーカードの取得促進
- マイナンバーカードを活用した市民サービスの研究、検討
- マイナンバーカードを活用した市民サービスの提供
- マイナンバーカードの健康保険証の利用登録促進 など

(3) セキュリティ対策の徹底

行政のDX推進に際しては、物理的セキュリティ（府内ネットワークや業務システム、使用機器等におけるセキュリティ対策）、人的セキュリティ（職員の情報セキュリティ意識・能力）、技術的セキュリティ（アクセス制御や不正プログラム対策など）が必要となります。最新の技術や知見を活用し、利便性のさらなる高度化を実現しながら、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、セキュリティポリシーについても、最新の技術も踏まえた適切な改定を行います。

市民の個人情報を保護し、情報漏えいを防止するため、各システムのセキュリティ強靭性を継続的に向上させて、日々刻々と変化するサイバー攻撃*に迅速に対処します。

データ等の取扱いについては、市民の安心安全のため、セキュリティ対策を十分講じた上で適正に取り扱います。

また、職員は、定期的にセキュリティ研修を受講し、常に高いセキュリティ意識を維持します。

【主な取組み】

- セキュリティポリシーの見直し
- 庁内ネットワーク・業務システム等のセキュリティ対策
- ガバメントクラウド活用に向けたセキュリティ対策
- 行政手続きのオンライン化や情報システムの標準化・共通化に伴うセキュリティ対策
- 全職員の情報セキュリティ意識・能力の向上、セキュリティ研修
- 業務継続性の確保のための環境整備 など

(4) 情報システムの標準化・共通化

基幹系業務システムについては、国の策定する標準仕様書に準拠したシステムへ移行し、業務フローの可視化と業務の見直しを推進し、効率化を図ります。

また、各種情報システムに蓄積されたデータの連携・共有を可能とする情報共有プラットフォームを構築することで、より利便性の高い業務環境を整備し、全体の最適化を図ります。

一方でデータの連携・共有を行う上では、個人情報を適切に取り扱う必要があるため、セキュリティ対策も合わせて行います。

【主な取組み】

- 基幹系業務システムの標準化・共通化
- 自治体クラウドの推進
- 庁内の共通業務のデジタル化
- 庁内の情報共有プラットフォームの構築
- データ共有化の推進 など

(5) AI・RPA の利用促進

AI や RPA の導入対象業務を拡大し、事務の効率化を促進します。業務プロセスの見直しや情報システムの標準化・共通化などの根本的な対応策を検討した上で、AI や RPA 利用による自動化を検討します。

AI-OCR* による読み込み作業、RPA による入力作業など職員の事務負担の軽減及び業務の効率化を図ります。

また AI チャットボットなどの導入により、問合せ窓口の 24 時間対応、多言語対応の実現など、市民サービスの充実を目指します。

【主な取組み】

- 業務フローの可視化
- 業務効率化のニーズが高い業務から、順次 AI-OCR・RPA の検討・導入
- AI チャットボットの導入 など

(6) テレワークの推進、多様な働き方改革の推進

職員の働きがい・働きやすさに加え、災害発生や感染症拡大などの緊急時の対策の観点から、多様な働き方と業務の効率化・継続性を推進するため、テレワークの導入を進めます。ノートパソコンやスマートフォン、タブレットなどのモバイル端末と通信回線を活用し、出先、サテライトオフィス、自宅などから、庁内と大差なくテレワークができる環境・仕組みを構築します。

テレワークができるよう整備したパソコンには、堅牢なセキュリティ対策を施し、個人番号利用事務系ネットワークを除く、庁内ネットワークに接続された業務システム・データの利用を可能にします。またオンライン会議システム、電子決裁システムなどの導入により、外出先からも会議や決裁が行える環境を整備します。

【主な取組み】

- テレワーク導入に向けたスマートスタートによる検証
- セキュア*かつ庁内と大差ないテレワーク業務環境の実現（オンライン会議を含む）
- テレワークに係るルール、セキュリティ、業務範囲などの設定
- 働き方改革を支援するアプリケーションの導入
(職員の労働時間の管理、生産性の測定など) など

(7) デジタルデバイド対策

「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指し、地域や大学の活力を活用しながら、市民がオンライン等でも行政サービスを受益できるためのリテラシー向上に取り組みます。

市民に寄り添いながら、市民がお互いにデジタルに関する知識を教え合い、共有できるよう支援していきます。

【主な取組み】

- 高齢者などに向けたデジタル活用講座
- スマートフォン教室、パソコン教室 など

(8) BPR の取組みの徹底、業務の可視化

これまでの行政サービスにおいては、書面での申請や、押印・署名や対面を必要とする手続きが数多く存在してきましたが、市民の利便性向上と職員の業務効率化の実現に向け、法律や全国一律の制度で義務付けられている等の真に必要なものを除き、ペーパーレス化、押印・署名、対面での手続きの見直しなどに取り組みます。

さらに、行政の DX の目的である「利用者中心の行政サービス」の実現に向け、現状調査による業務量の数値化・業務処理手順の可視化を行い、調査結果に基づく業務改革（BPR）を進めます。

業務の工程や流れ、庁内外の関係者との連携などを明確にすることで、無駄や非効率が生じている工程を把握し、処理手順の見直し・最適化を行うとともに、業務工程における情報の流れも明確にし、デジタル管理していきます。

また、本市では、電子申請及び電子入札を一部業務で導入しており、引き続き促進に取り組むとともに、電子決裁・電子契約などの新たなデジタル技術の導入も図ります。

【主な取組み】

- 行政手続きにおける押印・署名の見直し、ペーパーレス化
- 対面での手続きの見直し
- 電子決裁の導入
- 業務量調査の実施、業務改革（BPR）の促進、業務の可視化
- 業務効率化のニーズが高い業務から、順次抜本改革 など

(9) オープンデータの推進

本市が保有する公共データを二次利用可能なオープンデータとして公開することで、民間企業などによる民間データなどと組み合わせた新たなサービスの創出や、市民などによる地域課題の解決などに向けたコミュニティ活動の促進を図ります。

具体的な取組みとして、地図情報の公開や、国がオープンデータ化を推奨する推奨データセット*に関する取組みを進めています。

【主な取組み】

- 庁内データの棚卸し
- 庁内データのオープン化に向けた標準化・匿名化加工
- オープンデータの公開促進 など

(10) 地域社会のデジタル化

全ての市民がデジタル化による恩恵を受けられるよう、地域の課題に応じたデジタル実装の取組みを研究・検討し、デジタル技術を活用してどのような市民サービスを提供するのか、どのようにまちづくりを進めていくのかをデザインしデジタル技術を活用した市民サービスの提供を推進します。

子ども・子育てや、高齢者福祉、障がい者福祉などにおいては、関係するさまざまな情報をSNSやホームページ等を活用して市民へ発信するほか、手続きのワンストップ化*、関係機関の情報共有による地域一体となった包括的支援の実現など、全ての市民に対する支援の実現に努めます。

【主な取組み】

- デジタル技術を活用した市民サービスの研究、検討
- デジタル技術を活用した市民サービスの提供
- 子育て・福祉手続きのワンストップ化による市民利便性の向上
- 子育て現場のDX化の促進 など

(11) デジタル原則に基づく条例等の規制の点検・見直し

国が推進していくデジタル改革・規制改革・行政改革といった構造改革に伴い、本市においても、国などが公表するマニュアル等や国における取組状況を参考にしながら、条例・規則等の点検・見直しを行います。

【主な取組み】

- 書面の押印の見直し
- 申請・届出の添付書面の見直し
- 対面での手続きの見直し など

(12) 満足度の高い広報・PRの実現

市のホームページや市の公式SNS(LINE、Twitter、Facebookなど)を活用し、市民の特性に応じた、その人にとって重要度の高い情報を発信し、高度かつ満足度の高い広報・PRの実現を目指します。

市のSNSを活用し、効果的な情報発信に取り組みます。SNSの利用が多いとされる若者世代だけでなく、子育て世代・高齢世代など幅広い世代に対して、市の魅力や活動などに関する情報を発信し、交流・関係人口の増加へとつなげていきます。

まずは、市民アンケートにて回答が多かった市のSNSに対する要望をベースに、情報発信の活用を見直します。

【主な取組み】

- SNSの有効活用、プッシュ型の情報発信*の促進
- 情報発信の多様化(マルチチャネル化)
- 市民のニーズに合わせたホームページの研究、検討
- Webアクセシビリティ*の強化など

(13) EBPM(証拠に基づく政策立案)の推進

位置情報・画像・文字や履歴などのさまざまな種類・膨大な量のデータがリアルタイムに流通・蓄積できるビッグデータ社会が構築されつつあります。そのような社会環境の中、自治体でも積極的にデータを利活用し、客観的に示された証拠に基づいて政策を立案するとともに、事業の評価や進捗管理を行うことで、限られた資源の有効活用、効率的かつ高度な行政運営を推進していきます。

証拠(エビデンス*データ)を活用した政策の点検と見直しを迅速に繰り返すことで、機動的な政策立案を実現します。

【主な取組み】

- 継続的なEBPM*実施に向けたデータ基盤の整備
- 客観的なエビデンスデータを政策の立案に利用
- 客観的なエビデンスデータを効果・検証の根拠として利用など

第5章 計画の推進

第1章

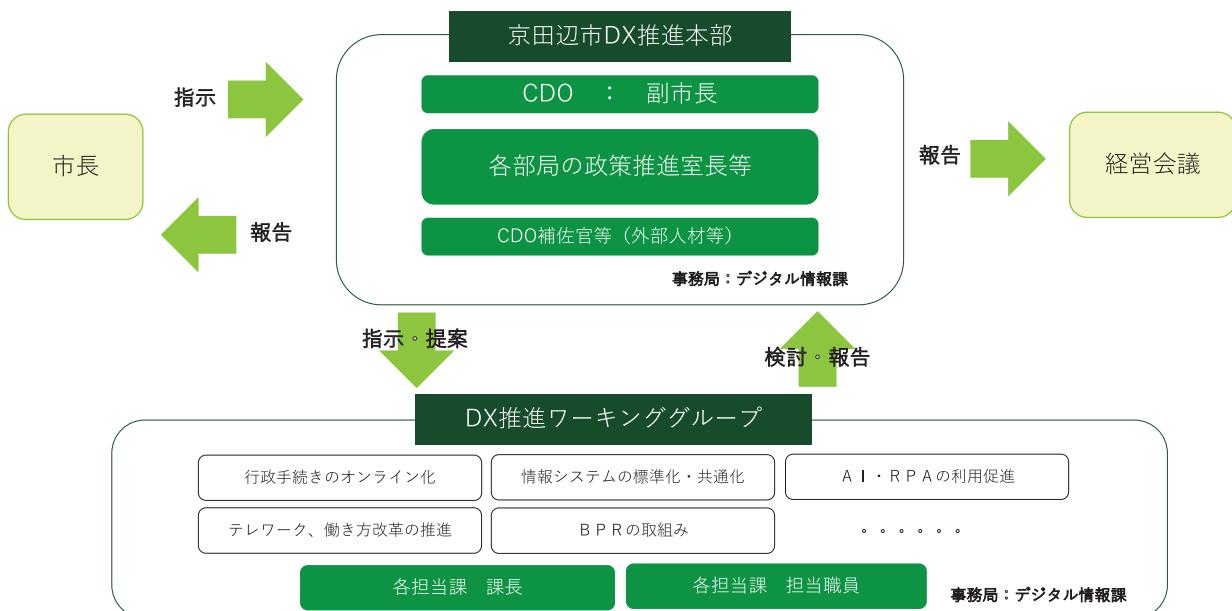
1. 推進体制

本計画の推進体制として、副市長を本部長（「最高デジタル責任者」（CDO*））とし、各部局の政策推進室長等を本部員とする「京田辺市 DX 推進本部」を設置し、外部人材や民間事業者等の専門的知見も参考にしながら、計画の推進、進捗管理、総合的調整、計画の見直し、分野横断的な連絡調整など、DX 推進に向けた取組みを適切かつ迅速に推進します。

第2章

また、DX 推進本部の下に、各業務の担当課長等を中心とし、担当職員と事務局職員等から構成される DX 推進ワーキンググループを設置し、本計画に掲げた施策を着実に実行します。

DX推進体制



2. 職員のデジタルリテラシーの向上／人材育成

第5章

DX を推進するため、職員のデジタルリテラシーの向上だけでなく、変化・変革に前向きな意識と DX マインド * を持つ職員を育成します。

(ア) デジタル人材育成

DX を推進するためには、職員の業務におけるデジタル技術の活用が必須となります。デジタル技術を活用する上での必要な知識習得・スキル向上のための研修などを行い、職員のデジタルリテラシーの向上を推進していきます。

別紙

（イ）DXマインドの醸成

第1章

DXを推進するためには、変化・変革に前向きな意識及び職員自らが自分事としての理解を深めていく必要があります。ワークショップなどの研修を活用し、職員のDXマインドの醸成を図るとともに、組織として変化・変革への挑戦を許容できる気風を育んでいきます。

（ウ）情報セキュリティに関する知識教育

第2章

職員には、デジタルデータの適切な利用、適切な情報の管理など情報セキュリティに関する理解が必要です。情報セキュリティに関する意識向上を含めた教育、遵守すべきルールの理解を深める教育などを継続的に行うことで、職員の情報セキュリティに対する理解の徹底及び意識向上を図ります。

第3章

第4章

第5章

別紙

1. 市民アンケートの結果

(1) アンケートの概要

【目的】

本市 DX 推進計画の策定にあたり、より便利で優しい行政サービスを実現するため、市民の皆様のデジタル機器や各種手続きの利用状況に関するご意見から、市民から見た現状に関する情報やニーズを得ることを目的として、市民アンケートを実施しました。

【アンケート対象】

市民（通勤・通学含む。）

【アンケート期間】

令和4年（2022）10月5日から18日まで

【アンケート方法】

広報紙・市ホームページ・公式LINEでお知らせし、オンラインの専用フォームで回答

【回答人数】

213人

【アンケート結果の表示方法】

- ・アンケートの各質問に対する回答件数を集計してグラフ表示しています。
- ・アンケートの質問文をタイトルとして表記しています。
- ・質問に対して選択肢のうち1つだけを回答するものは「択一」、最大3つまでの複数選択が可能なものは「最大3つまで」、複数選択が可能なものは「複数選択」と、タイトル末尾に表記しています。
- ・複数回答が可能な質問の場合、延べ件数を計上しています。
- ・円グラフでは、全体に占める選択肢の割合を百分率で表記しています。
- ・棒グラフでは、選択肢を縦軸とし、回答件数を横軸としています。また、内訳を年代別に色分けしています。（右図の凡例1）また、棒グラフの右端に[]で合計件数を表記しています。（右図の凡例2）
- ・割合は小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%にならないものがあります。
- ・複数選択が可能な質問や、未回答の方がいる質問は、回答件数の総計が213人に合致しません。

〈凡例1〉

- 年代
- 19歳以下
 - 20～29歳
 - 30～39歳
 - 40～49歳
 - 50～59歳
 - 60～69歳
 - 70歳以上

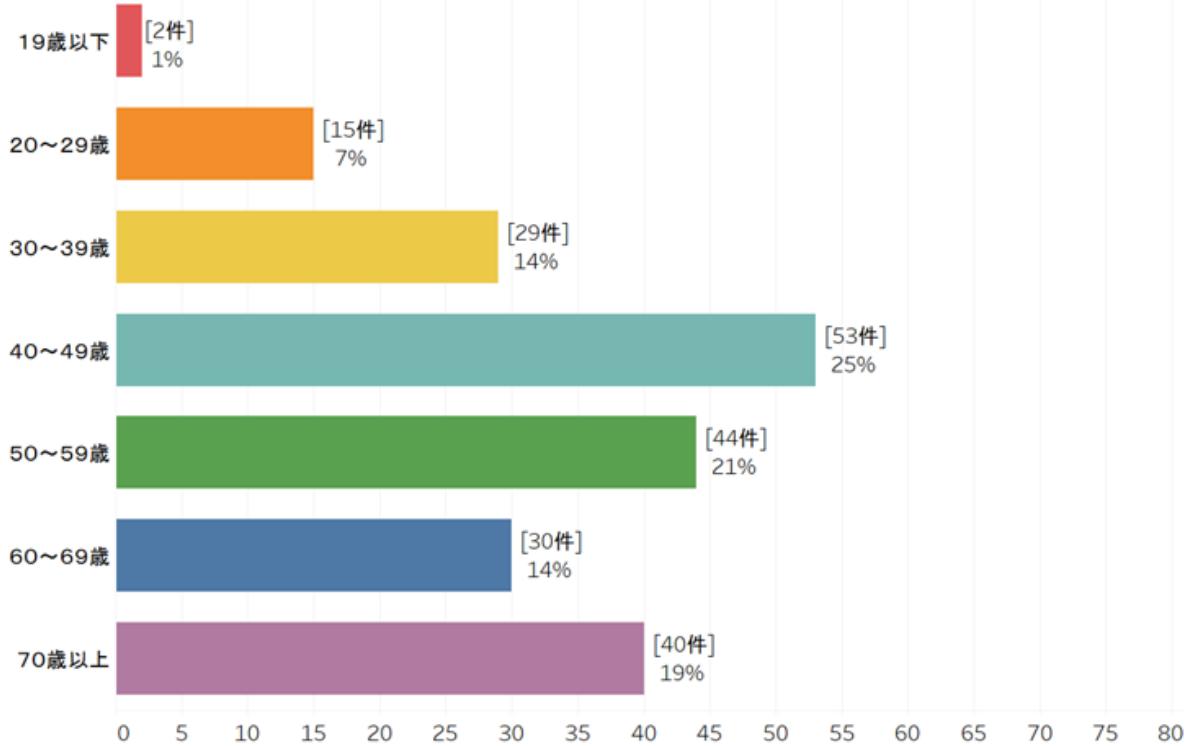
〈凡例2〉

[n件]

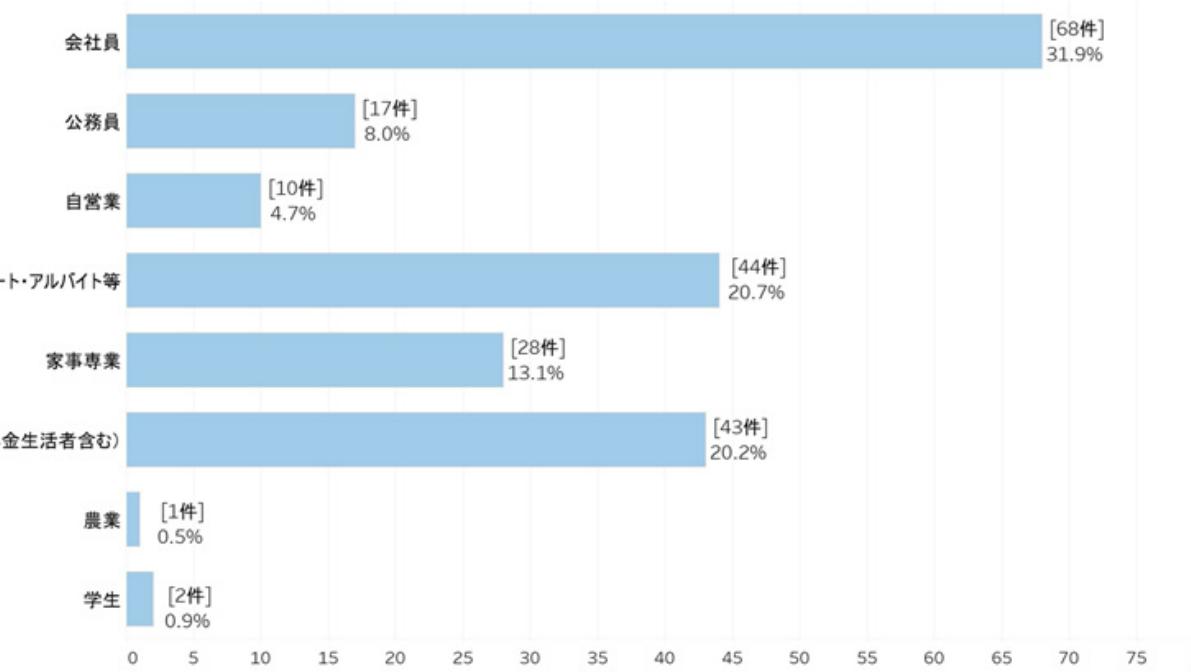
(2) アンケートの集計結果

【 1. 回答者の属性 】

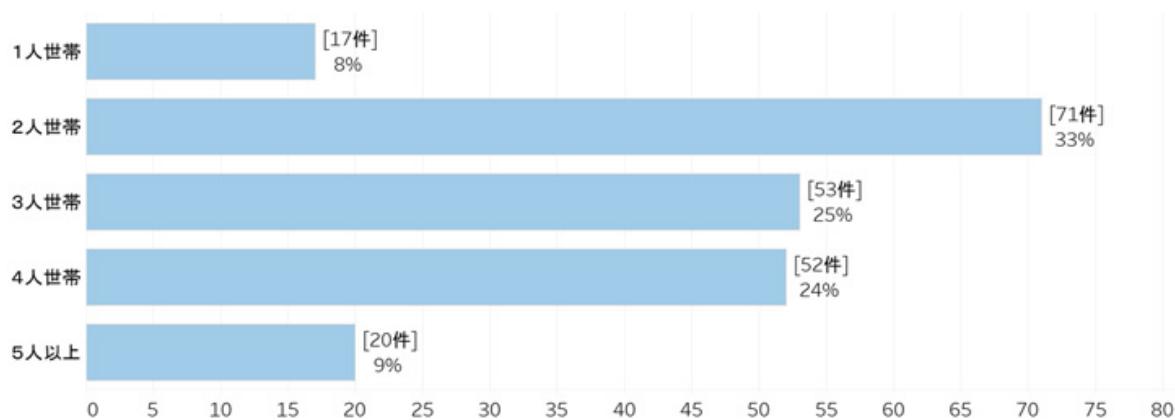
【 Q 1. あなたの年齢を選択してください。(択一) 】



【 Q 2. あなたの職業を選択してください。(択一) 】

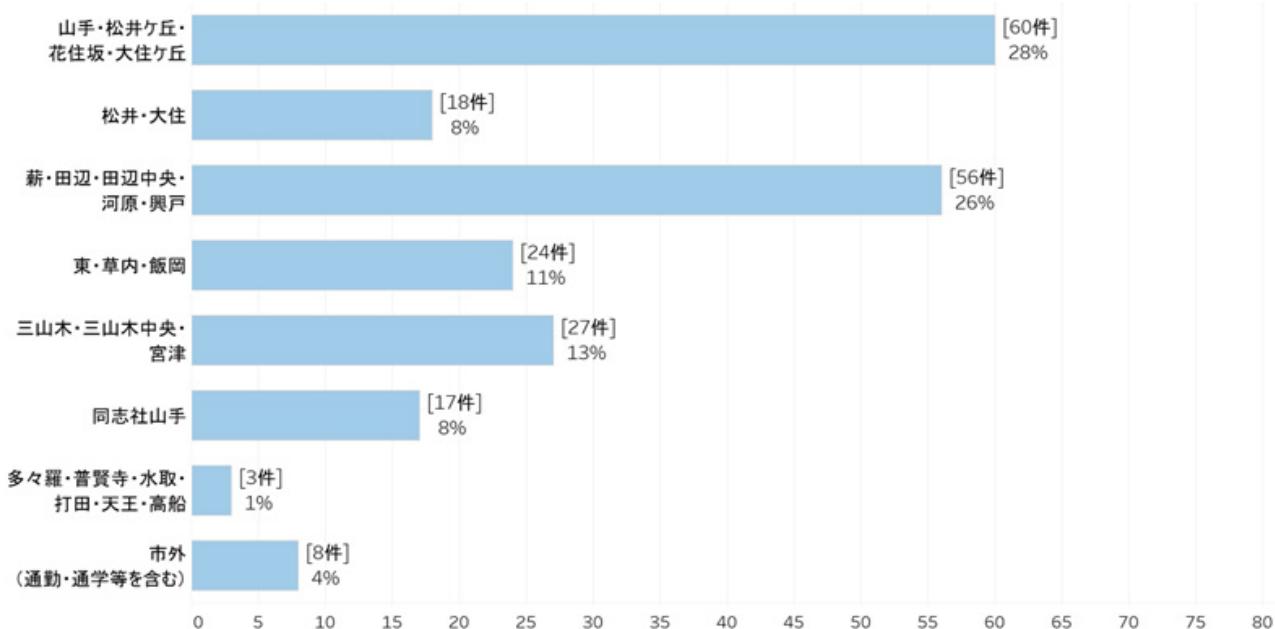


【 Q3. あなたの世帯の人数（自身を含む）を選択してください。（択一）】



第1章

【 Q4. あなたの居住地域を選択してください。（択一）】



第3章

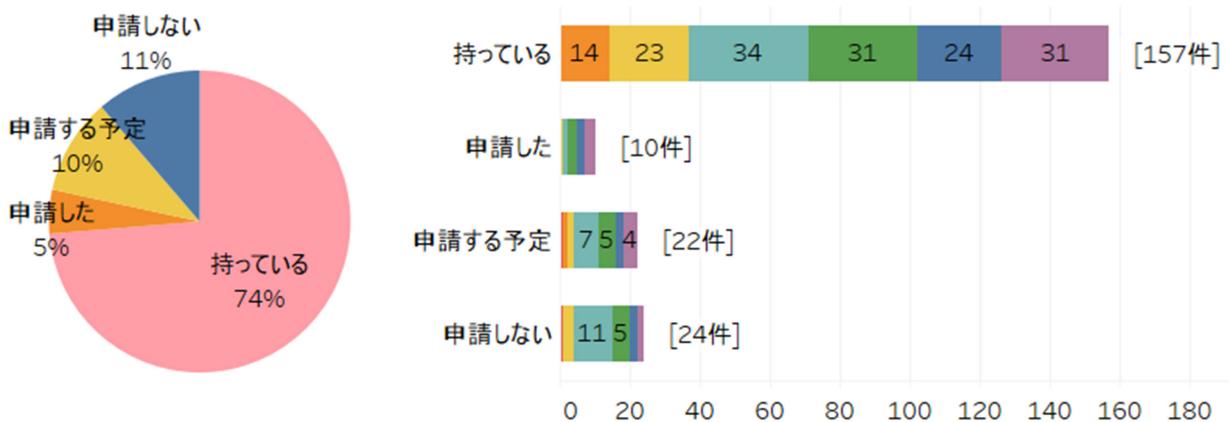
第4章

第5章

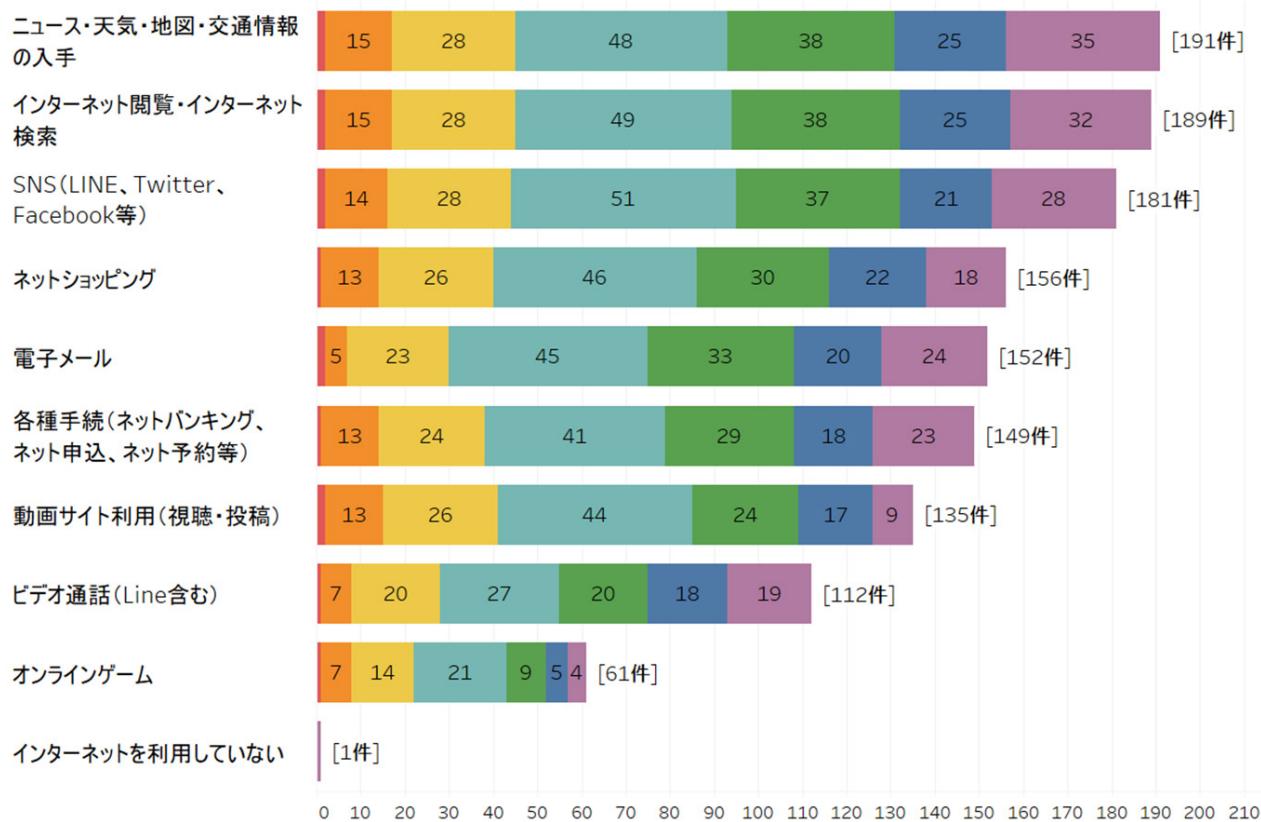
別紙

【 2. インターネット等の利用状況 】

【 Q5.マイナンバーカードを持っていますか。(択一) 】



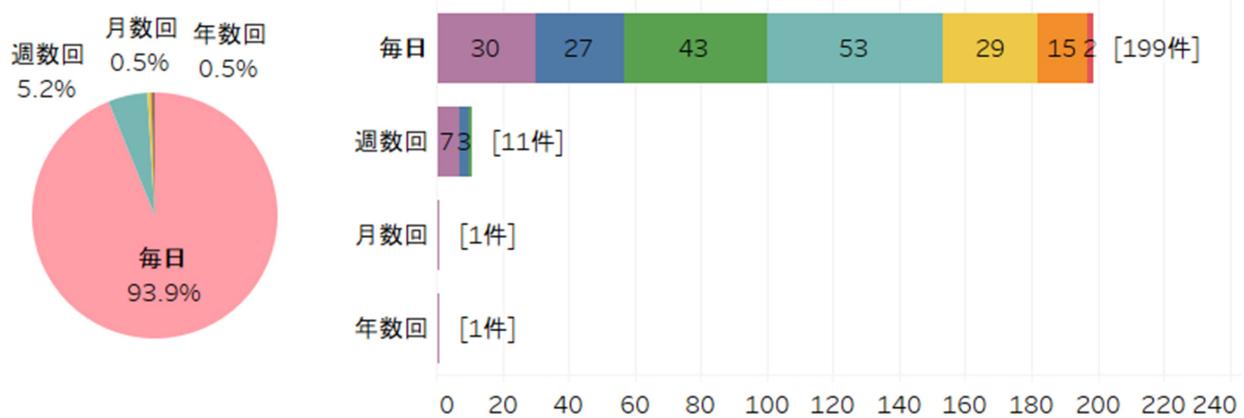
【 Q6.インターネットの利用目的を選択してください。(複数選択) 】



(インターネットを利用していないと回答した方以外)

【 Q6-1. インターネットの利用頻度を選択してください。(択一) 】

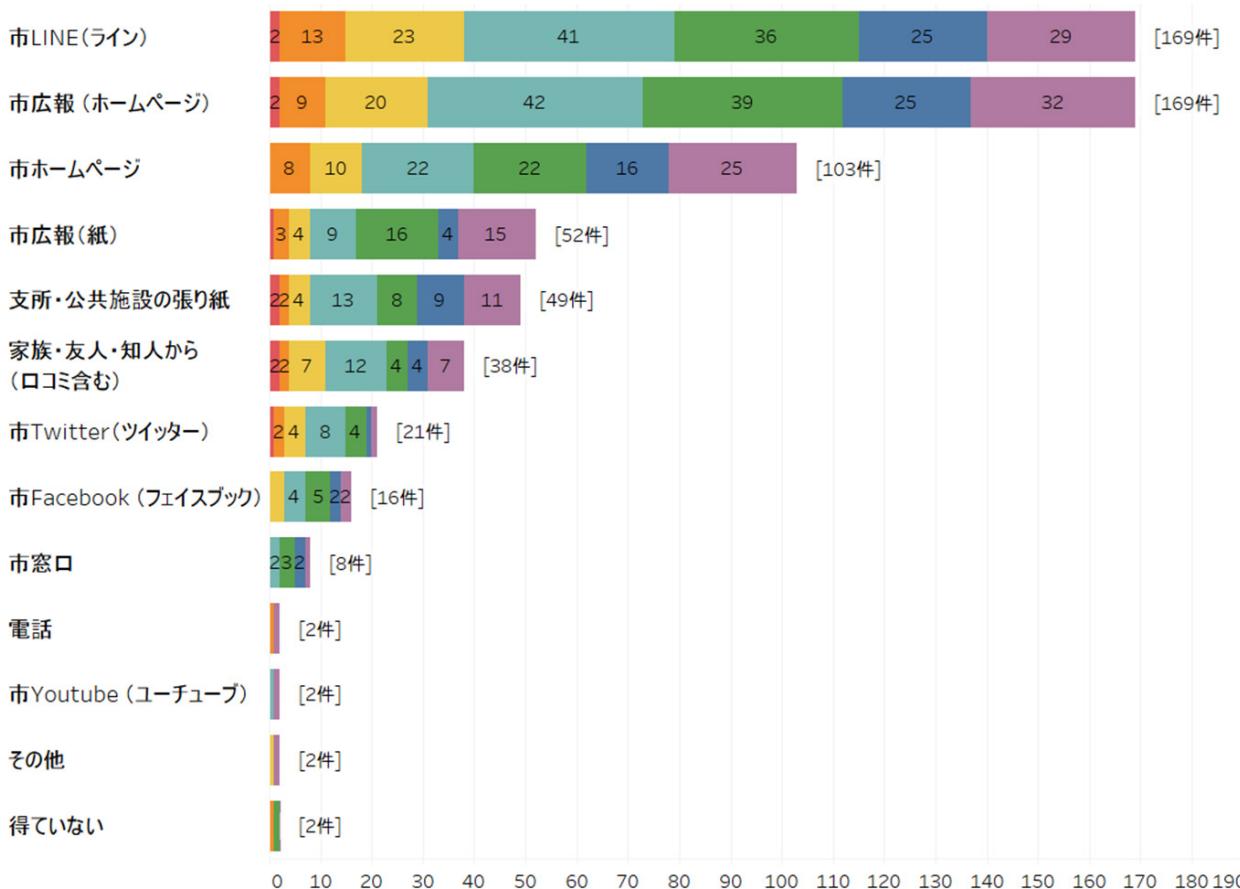
第1章



【 3. 市からの情報発信の利用状況 】

【 Q7. 市の「イベント、広報、案内」に関する情報をどこから得ていますか。(最大3つまで) 】

第2章



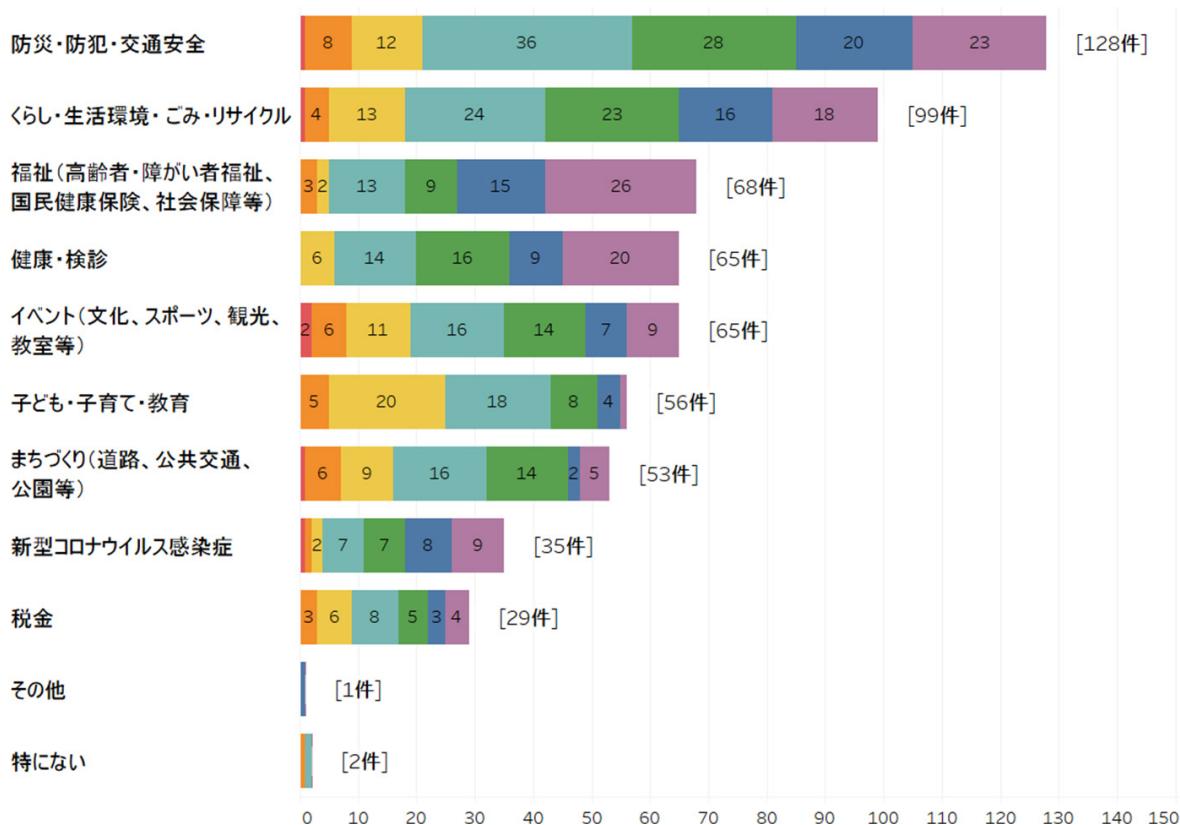
第4章

第5章

別紙

【 Q8. 市が発信する情報のうち、あなたが重要だと思うものを選択してください。（最大3つまで）】

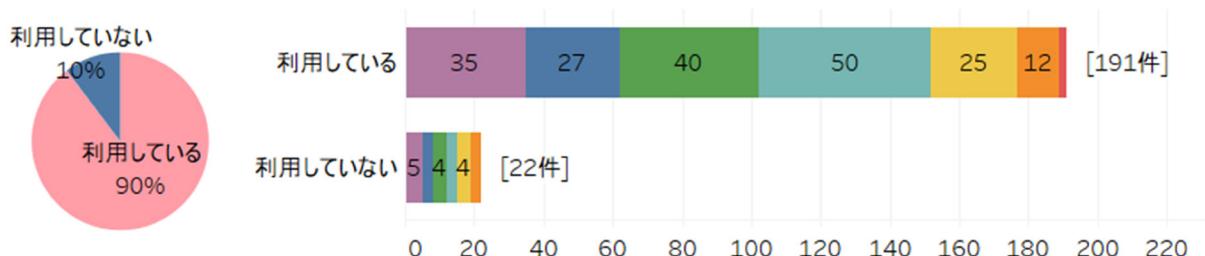
第1章



【 Q9. 市では、情報発信の一環として、SNS (LINE、Twitter、Facebook) の活用に取り組んでいます。

あなたは、市のSNSを利用していますか。（択一）】

第4章

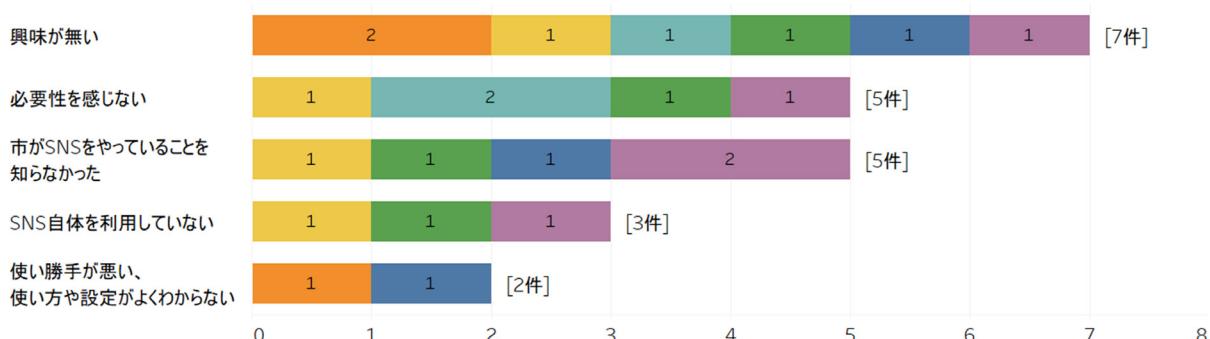


第5章

(市のSNSを利用していないと回答した方)

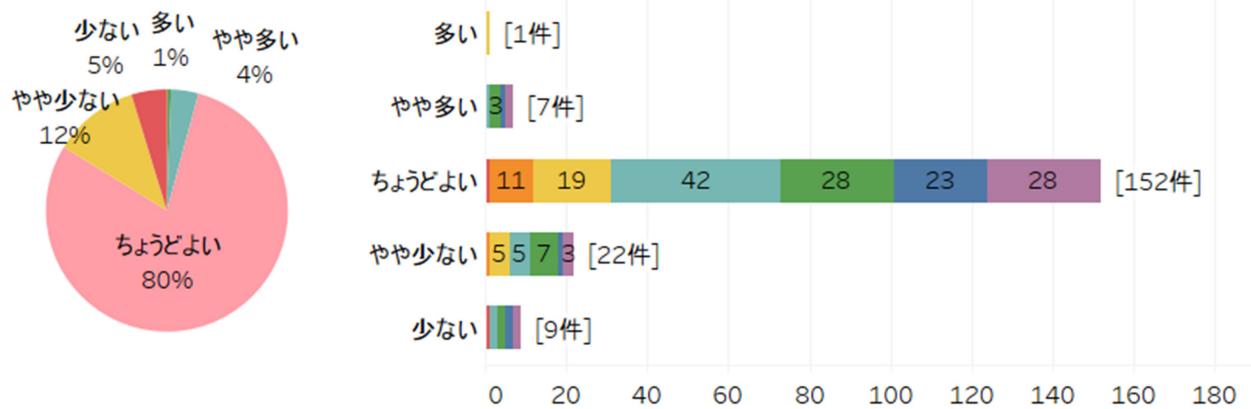
【 Q9-1. 市のSNSを利用していない理由で最も当てはまるものを選択してください。（択一）】

別紙

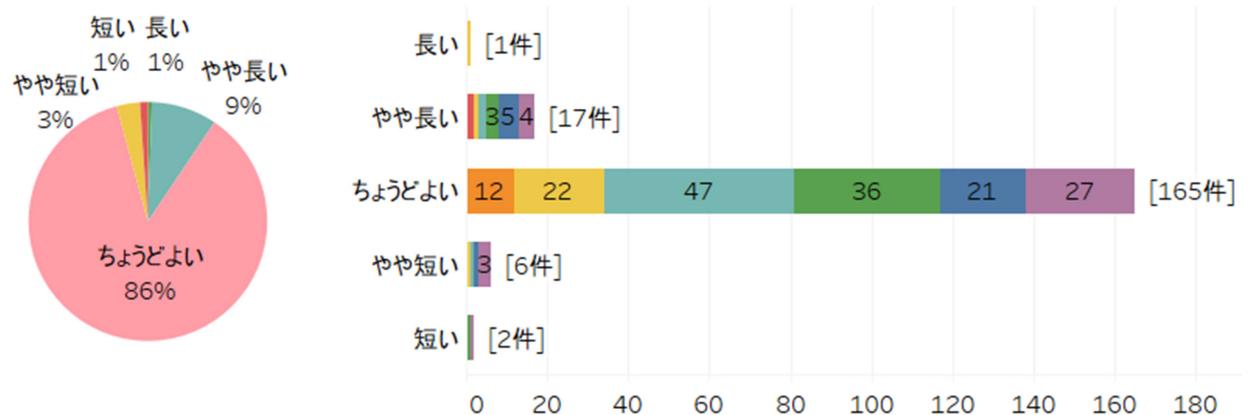


(市の SNS を利用していると回答した方)

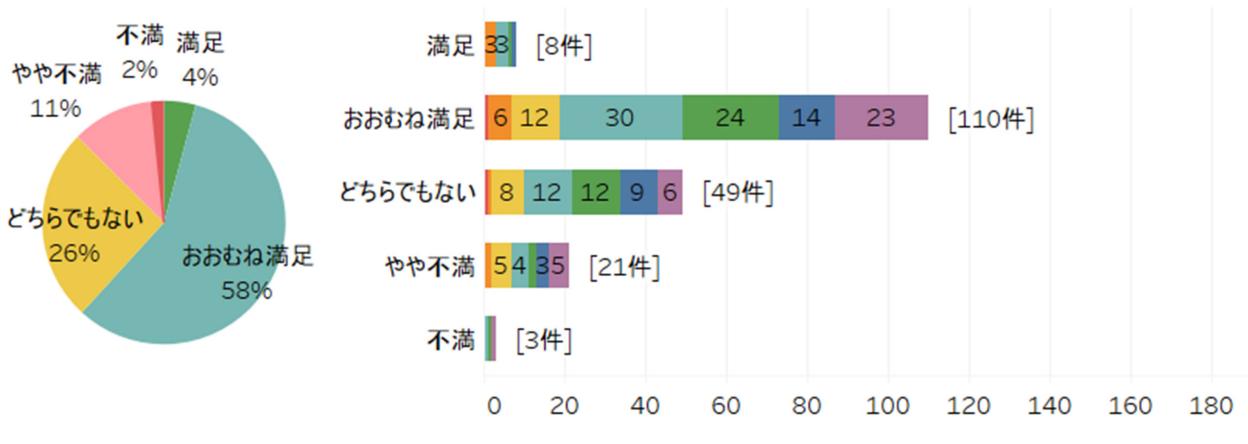
【 Q9-1. あなたにとって市の SNS の発信回数は適切ですか。 (択一) 】



【 Q9-2. あなたにとって市の SNS のメッセージの長さは適切ですか。 (択一) 】



【 Q9-3. あなたは、市が SNS で発信している情報に満足していますか。 (択一) 】



◆別紙

【 Q 10. 市のSNSをよりよくするために、どのような取組みを行ってほしいですか。(最大3つまで) 】

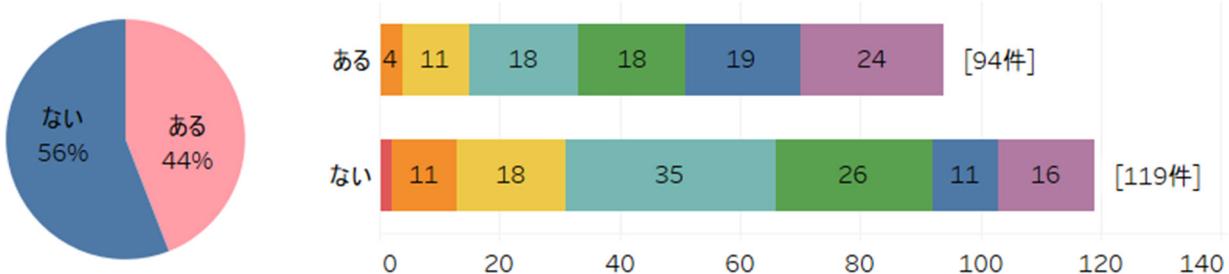
第1章



【 4. 市の窓口の利用状況や、市への相談、問合せの状況 】

【 Q 11. 今までに市に「相談や問合せ」を行ったことがありますか。(択一) 】

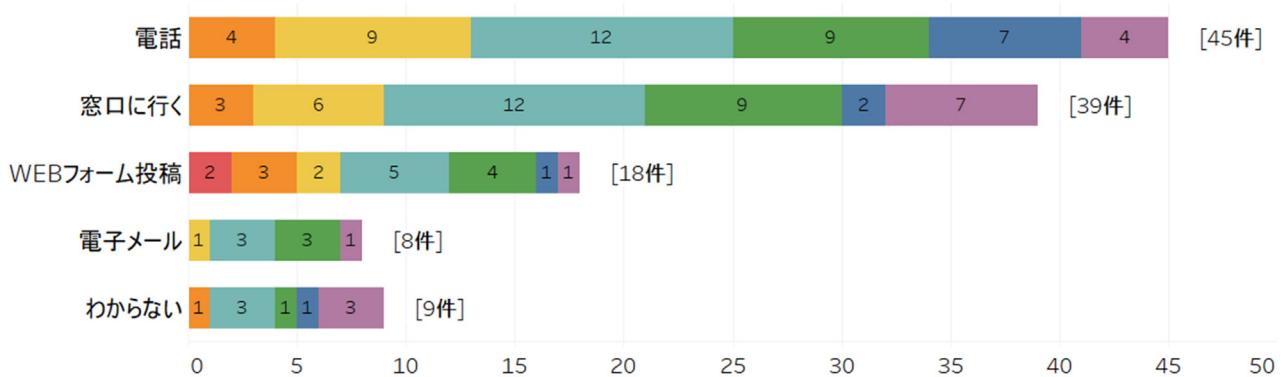
第4章



(市に「相談や問合せ」を行ったことがないと回答した方)

【 Q 11-1. 市に「相談や問合せ」を行うとしたら、どの手段を利用しますか。(択一) 】

第5章

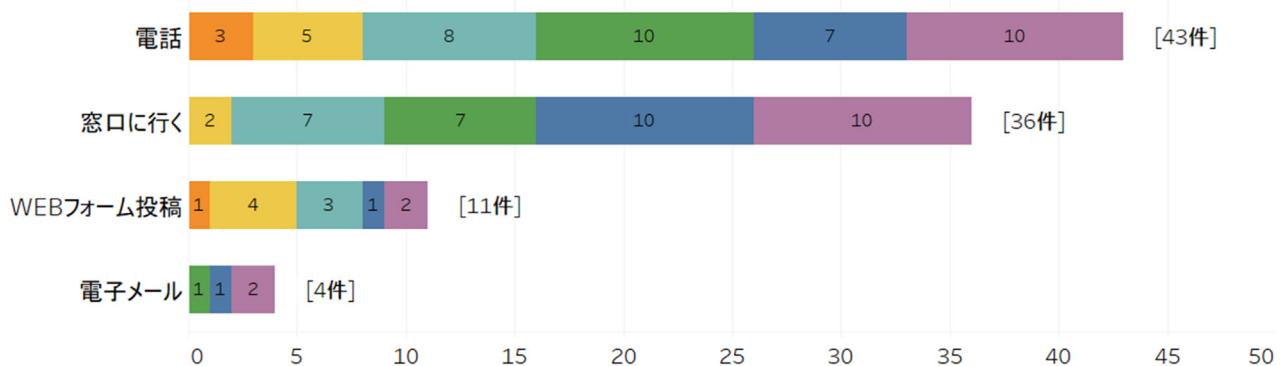


別紙

(市に「相談や問合せ」を行ったことがあると回答した方)

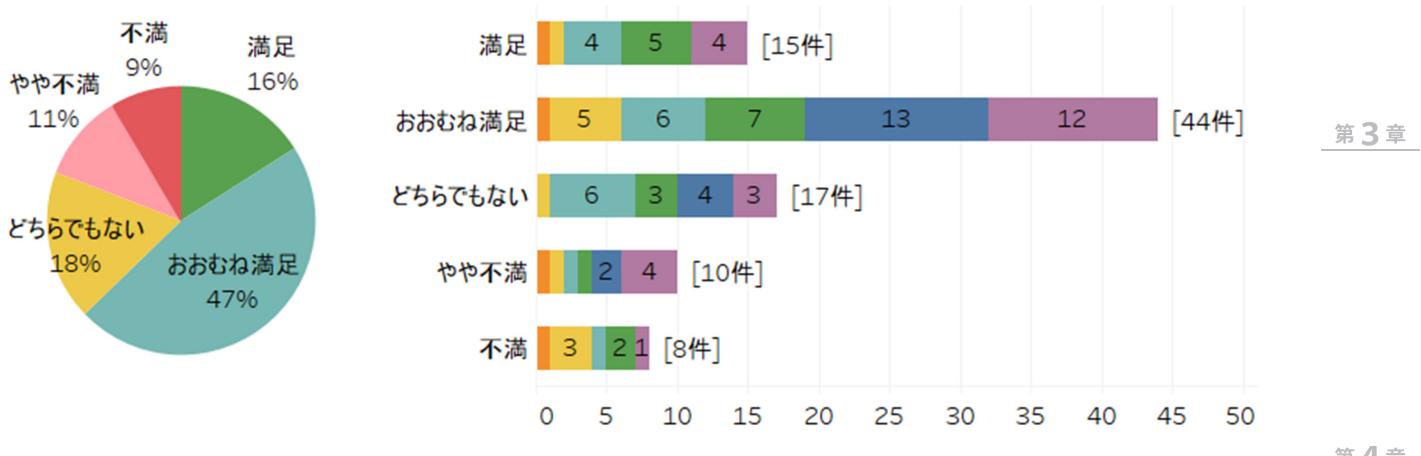
【 Q 11-1. 市に「相談や問合せ」を行うとき、最もよく利用する手段を選択してください。（択一）】

第1章



【 Q 11-2.「相談や問合せ」への市の対応に満足しましたか。（択一）】

第2章



【 011-3.「相談や問合せ」に利用した手段の利便性に満足しましたか。（扱一）】

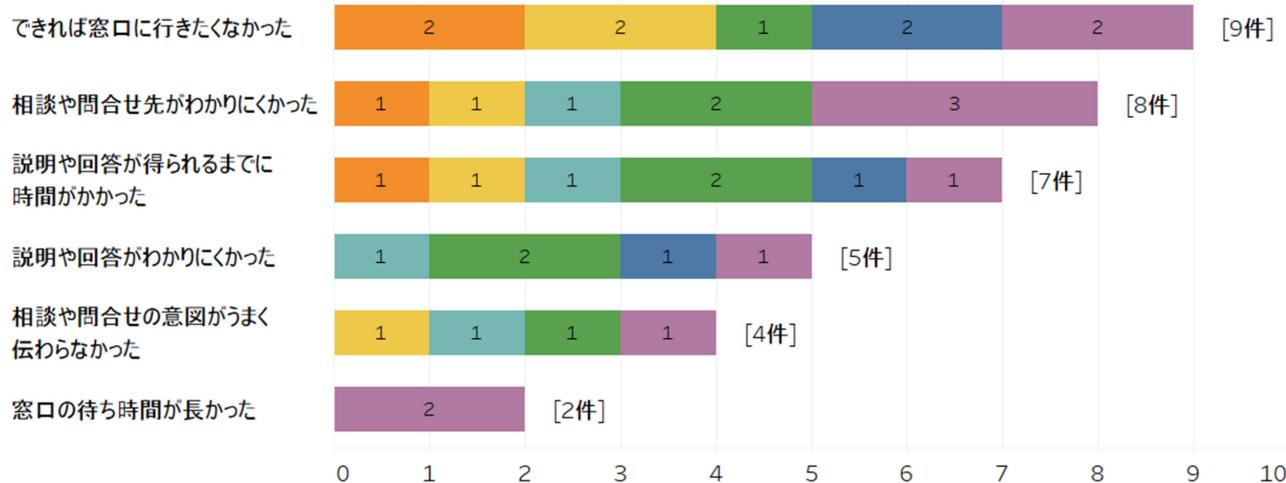
第4章



別 紙

【 Q 11 – 4. 利便性に不満を感じた理由を選択してください。(最大3つまで) 】

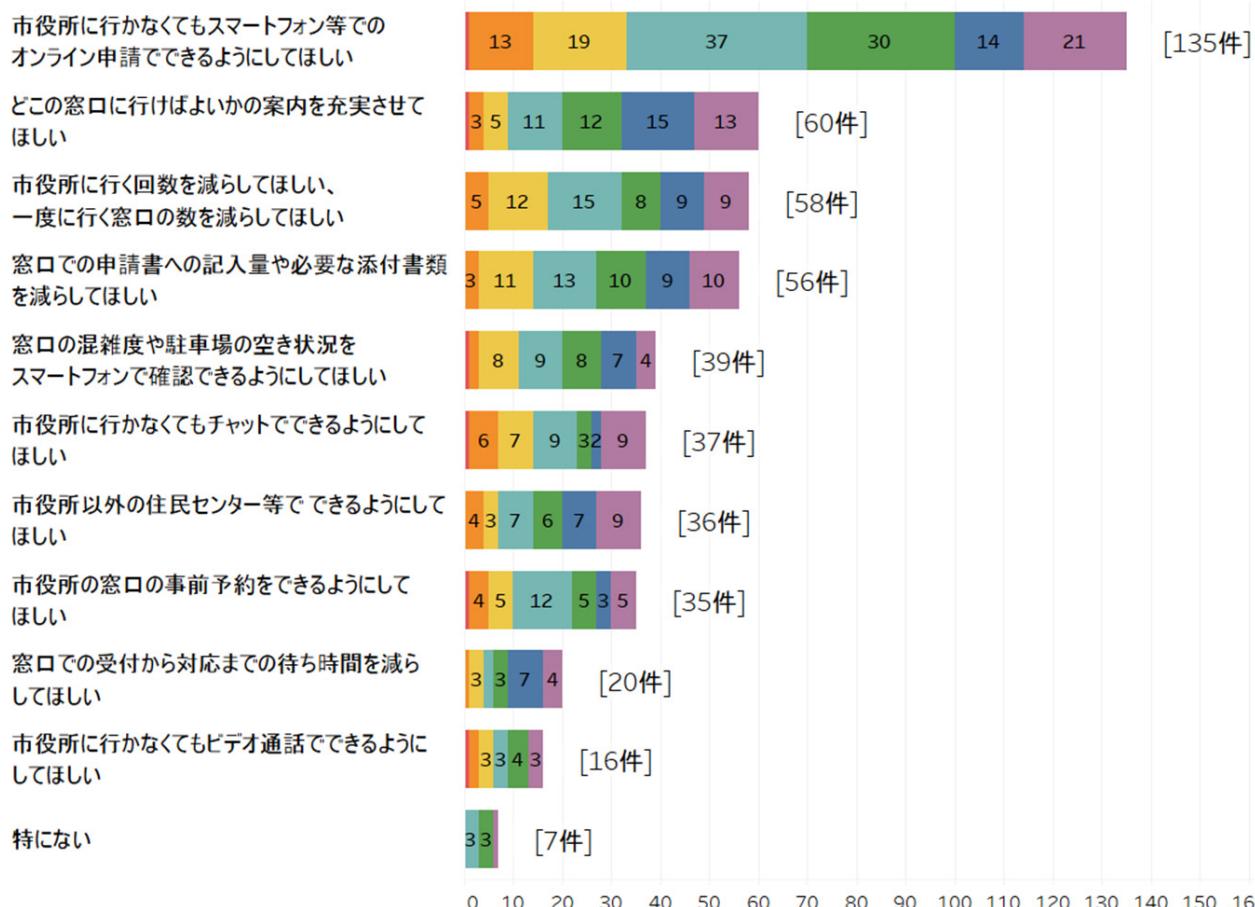
第1章



第2章

【 Q 12. 市役所の窓口で行っている手続きや相談等について、どのような取組みを行ってほしいですか。 (最大3つまで) 】

第3章



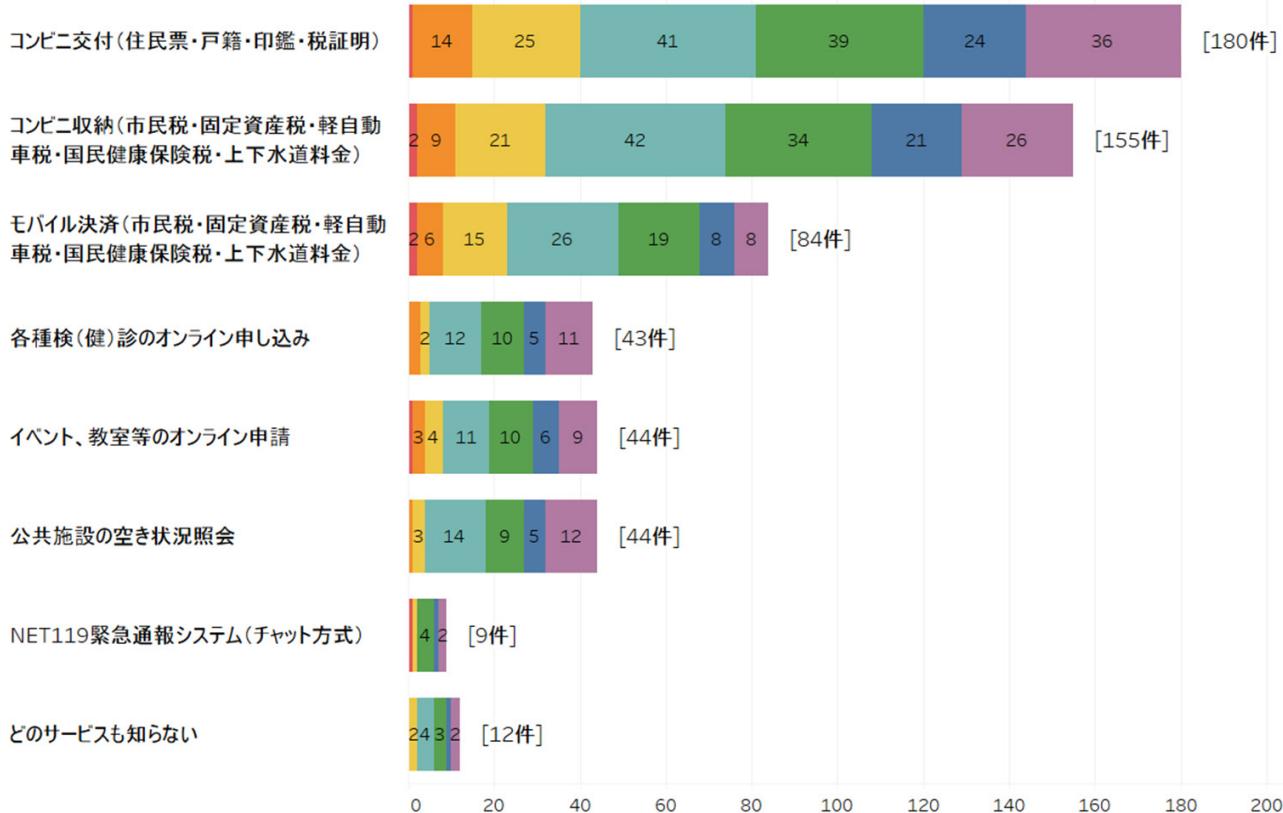
第4章

第5章

別紙

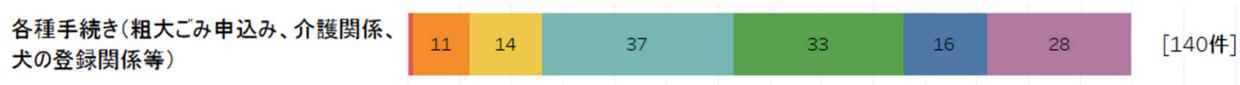
【 Q 13. 市のオンライン等サービスで知っているものを全て選択してください。(複数選択) 】

第1章

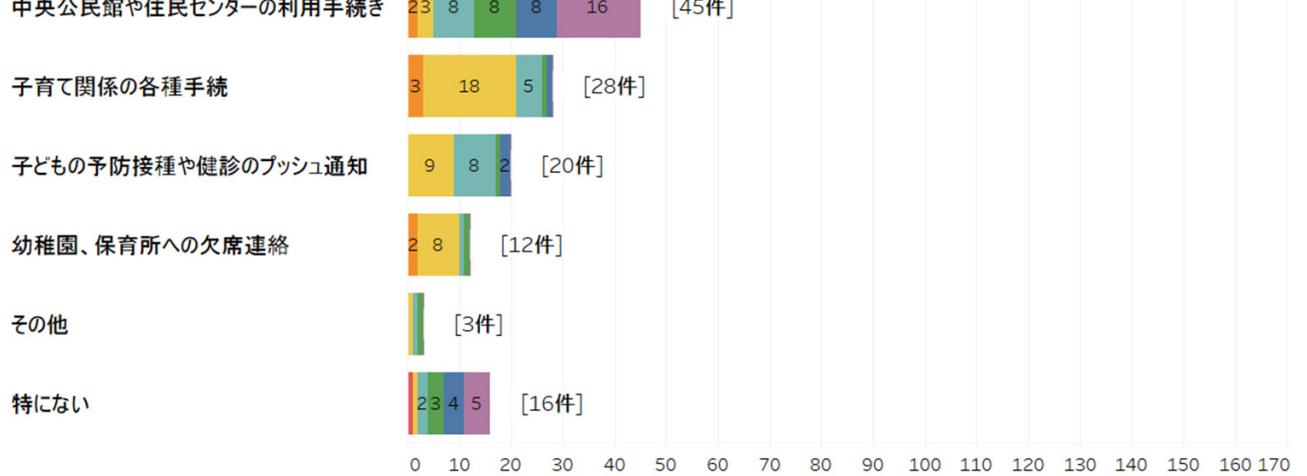


【 Q 14. どのようなオンライン等サービスを実施してほしいですか。(最大3つまで) 】

第4章



第5章



◆別紙

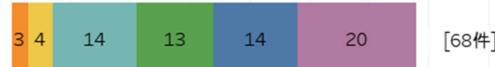
【 5. 自治体サービスのデジタル化への不安と対策 】

【 Q 15. 自治体サービスのデジタル化が進むことに対する不安はありますか。(最大3つまで) 】

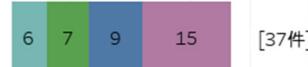
個人情報の漏えいやプライバシーの侵害に対する不安



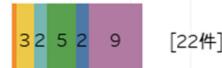
膨大な情報の中から必要で正しい情報を見分けられるか不安



スマートフォン等が使いこなせずサービスが受けられなくなる不安



機器の購入費用や通信費等の家計負担が増える不安



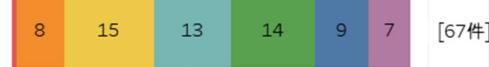
インターネットへの依存が高まるごとへの不安



子どもへの配慮(好ましくない情報へのアクセス制限や利用時間制限)ができるか不安



特はない



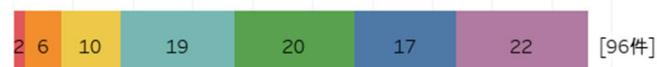
0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140

【 Q 16. デジタル化に不安や苦手意識がある方に対して、望ましいと思う市の対応を選択してください。(最大3つまで) 】

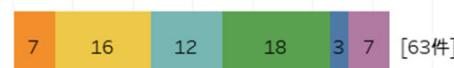
窓口や電話で直接のサポートが必要な方には従来どおりの対応を続ける



スマートフォン等に表示される画面を使いやすく分かりやすくする



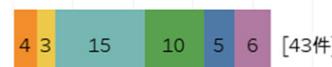
市役所や公共施設でもオンライン申請ができるようにタブレット等を設置する



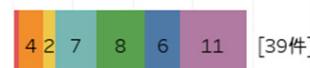
スマートフォン等が苦手な方に対する使い方教室を開催する



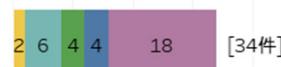
操作説明や注意事項をまとめた動画を準備する



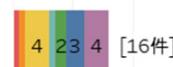
操作説明や注釈を充実させたマニュアルやヘルプページを準備する



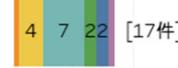
高齢者に対してスマートフォンやタブレットの購入費用を補助する



区・自治会に対してタブレットやパソコンの導入を補助する



特はない



0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140

2. 用語集 (* 印を付した用語の説明)

第1章

用語	説明
5G (5th Generation)	「第5世代移動通信システム」のこと。「高速大容量」「高信頼・低遅延通信」「多数同時接続」という3つの特徴を持つDX実現の基盤として注目されている。
AI (Artificial Intelligence)	「人工知能」のこと。今まで人間が行ってきた作業をコンピュータに処理をさせることで、業務の効率化や正確性の向上が見込まれる。繰り返し処理をすることで傾向を分析し、学習することでより精度の高い処理を行うことが可能となる。
BPR (Business Process Re-engineering)	業務プロセス改革のために、業務内容やフロー、組織の構造などを根本的に見直し、再設計・再構築すること。
CDO (Chief Digital Officer)	「最高デジタル責任者」のこと。情報システムの最適化やセキュリティ対策に加えて、デジタルによる変革を推進する。
DX (Digital Transformation)	デジタル技術によって、ビジネスや社会、生活の形・スタイルを変革すること。自治体においては、「誰一人取り残さない」持続可能性のある地域社会の実現のため、ICTによるデータとデジタル技術を活用して、地域や住民のニーズを基に、業務やサービスを変革し、新たな価値を提供すること。
DX マインド	DXを推進する人材に必要となるマインドのこと。新しい挑戦を促すとともに、継続的に挑戦し、積極的に挑戦していくとする考え方や、解決すべき課題を洗い出し、仮説を立て、それをデジタル技術で解決していく考え方などのこと。
EBPM (Evidence-Based Policy Making)	データ等の証拠（エビデンス）を活用して、効果的・効率的な政策立案及び運営を目指す取組みのこと。
ICT (Information and Communication Technology)	「情報通信技術」のこと。IT（情報技術）よりも情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションに重きを置いている。
IoT (Internet of Things)	「モノのインターネット」のこと。従来は、インターネットに接続されていなかったモノ（センサー機器、家電、電子機器など）が、ネットワークを通じて相互に情報交換する仕組み。

第2章

第3章

第4章

第5章

別紙

用語	説明
LGWAN (Local Government Wide Area Network)	地方公共団体の組織内ネットワーク（庁内 LAN）を相互に接続し、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的としている。
OCR (Optical Character Reader)	画像データを自動で文字認識する技術のこと。活字や手書き文字を含む画像データを取り込み、デジタルの文字情報に変換する。
RPA (Robotic Process Automation)	ソフトウェアロボットを活用した業務自動化技術のこと。事前に設定した実行手順に従ってコンピュータの操作を自動実行する仕組みで、業務システムの定型的な操作やデータ入力等を自動化することができる。
SDGs (Sustainable Development Goals)	「持続可能な開発目標」のこと。2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。
SNS (Social Networking Service)	スマートデバイス等を用いて、インターネット上の交流（コミュニケーション）を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもの。
Web アクセシビリティ	高齢者や障がい者を含め、誰もがホームページなどで提供される情報や機能を支障なく利用できるようにすること。
well-being	「心ゆたかな暮らし」のこと。デジタル田園都市国家構想では「心ゆたかな暮らし」（Well-Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）の実現が目指されている。
エビデンス	証拠、根拠、証明、検証結果のこと。

用語	説明
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。次のいずれの項目にも該当する。①二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判別に適したもの、③無償で利用できるもの。
ガバメントクラウド	政府が提供する、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境のこと。
業務フロー	特定の業務に対する作業の流れのこと。
サービス設計 12 箇条	<p>利用者中心の行政サービスを提供し、 プロジェクトを成功に導くために必要となるノウハウのこと。 ＜サービス設計 12 箇条＞</p> <p>第1条 利用者のニーズから出発する 第2条 事実を詳細に把握する 第3条 エンドツーエンドで考える 第4条 全ての関係者に気を配る 第5条 サービスはシンプルにする 第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める 第7条 利用者の日常体験に溶け込む 第8条 自分で作りすぎない 第9条 オープンにサービスを作る 第10条 何度も繰り返す 第11条 一遍にやらず、一貫してやる 第12条 情報システムではなくサービスを作る</p>
サイバー攻撃	パソコンやサーバなどのコンピュータシステムに対し、ネットワークを通じて情報の窃盗・改ざん、サービス停止、システムの破壊などをすること。
サテライトオフィス	企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィスのこと。
三層の対策	市町村におけるネットワーク構成を、インターネット接続系、LGWAN 接続系、個人番号利用事務系の三層に分離、分割することによるセキュリティ対策のこと。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

別紙

用語	説明
自治体クラウド	セキュリティレベルの高い外部のデータセンターにおいて、複数の自治体が共同で管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようとする取組みのこと。地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や市民サービスの向上等を図る。
情報セキュリティ	情報の機密性、完全性、可用性を確保すること。機密性とは、ある情報へのアクセスを認められた人だけがその情報にアクセスできる状態を確保すること。完全性とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。可用性とは、情報へのアクセスを認められた人が、必要時に中断することなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。
推奨データセット	オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、そのデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたもの。基本編として介護サービス事業所一覧、医療機関一覧など、応用編として学校給食献立情報、都市計画基礎調査情報などの推奨データセットが公開されている。
スマートフォン決済アプリ	現金を使用しないキャッシュレス決済を行うためのスマートフォン専用アプリのこと。
セキュア	情報やシステム、通信路などが保護されておりセキュリティが確保されている状態（安全な状態）のこと。
セキュリティポリシー	組織の情報セキュリティ対策の方針や行動指針をとりまとめたもの。
チャットボット	AI（人工知能）を活用した「自動会話プログラム」のこと。
デジタル化	レコードからCDのように、アナログからデジタルに置き換えること。デジタルに置き換えることで、従来にはなかった利便性を生み出し、業務にデジタル技術を取り入れて効率化を図る取り組み。

用語	説明
デジタル改革関連法	<p>行政の分野においてデータの利活用を進め、社会課題の解決に活かすために、デジタル化を進めることを目的とした以下6つの法律案を総称したもの。</p> <p>1：デジタル社会形成基本法 2：デジタル庁設置法 3：デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 4：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 5：預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律 6：地方公共団体情報システムの標準化に関する法律</p>
デジタル・ガバメント実行計画	「官民データ活用推進基本法」及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画のこと。
デジタル社会の実現に向けた重点計画	目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの。
デジタル庁	「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を」をミッションとして、2021年9月1日に発足した行政機関のこと。デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。情報格差とも言われる。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をすることを意味する。
ビッグデータ	人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。国や地方公共団体が提供する「オープンデータ」、企業が保有する「産業データ」、個人情報を含む「パーソナルデータ」などがある。非構造化データを含むさまざまな種類・形式のデータによって構成されている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

別紙

用語	説明
第1章 プッシュ型の情報発信	行政機関などから、一人ひとりに合ったお知らせを通知すること。
ペーパーレス	書類や文書を電子化して、紙を使わずに伝達・保管・管理すること。
マイナポータル	行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容（あなたの情報）やそのやり取りの記録（やりとり履歴）、自分へのお知らせ通知などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができるWebサービスのこと。マイナンバーカードで利用者登録を行い、ログインすることで利用可能となる。
マイナンバーカード (個人番号カード)	マイナンバーが記載された顔写真付のカードのこと。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに格納された電子証明書によるオンライン申請などを行うことができる。
モバイルワーク	テレワークの一種で、ノートパソコンやスマートフォン、タブレットなどのモバイル端末を活用して、顧客先、移動中、出張先のホテル、喫茶店などで仕事を行う働き方のこと。
ワンストップ化	複数の機関や窓口に分かれていた手続きを、一か所の窓口や一回の手続きで一括して行えるようにすること。

第4章

第5章

別紙



京田辺市DX推進計画

令和5年3月発行

京田辺市 総務部 デジタル情報課

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80

電話：0774-63-1123

URL：<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>

